

令和 5 年度 科学研究費助成事業

社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究 大正デモクラシー期を中心に ニュースレター

中間報告号 目次

巻頭言	科研の概要について	(新田 均) …… 1
寄稿	「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」中間報告	
寄稿①	大正デモクラシー期にはじまる君主制への根本的な問いとその回答について —永田秀次郎を起点として—	(新田 均) …… 2
寄稿②	大正期の済世病院と皇室の支援について	(宮城洋一郎) …… 9
寄稿③	大正期の篤志神職の活動とその人物像 —白山神社社司小林春一とその事績をめぐって—	(藤本頼生) …… 16
寄稿④	憲政資料室所蔵「関屋貞三郎文書」から読み取るもの	(田浦雅徳) …… 23
寄稿⑤	社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に	(小平美香) …… 24
活動報告	令和 5・6 年度に開催した各研究会の活動報告	(高野裕基) …… 25
図書紹介	『仏教・歴史・社会福祉の研究と教育実践：長谷川匡俊先生頌寿記念論文集』	(金田伊代) …… 27
業績報告	科研期間 2 年分 (R5・6 年度分) の業績	(新田 均) (藤本頼生) (小平 美香) …… 28

巻頭言

科研の概要について

新田 均 (研究代表者皇學館大学特別教授)

近代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」とのテーマで、文部科学省の科学研究費の助成を受けることになった。その目的は、近代日本における社会事業の発達と諸課題を検証する上で重要な大正デモクラシー期に焦点をあて、従前の研究蓄積が少ない政府と皇室と宗教の働きとその相互関係を、具体例を捉えつつ明らかにすることにあつた。

この新たな研究展開を図る上での研究上の核心的な問いは以下である (1) 大正デモクラシー期における皇室の社会事業・福祉活動の動向とその意義を如何に捉えるか。(2) 大正デモクラシー期に内務省が社会局設置を図るなかで、宗教による社会事業がどのような展開を目指していたのかを、特に研究蓄積が少ない、内務省神社局に管掌されていた「神社神道」について、仏教やキリスト教の活動との対比において明らかにする。(3) 政府・皇室・宗教による社会事業・福祉活動の人的相互作用に関する分析枠の整理・明確化を行なうとともに新たな研究領域の開拓を図る。

本ニュースレターは、この研究方針に沿って令和 5 年度、6 年度と継続してきた本研究会の研究活動の中間報告として位置づけられるものである。

寄稿①

大正デモクラシー期にはじまる 君主制への根本的な問いと その回答について —永田秀次郎を起点として—

新田 均（皇學館大学特別教授）

はじめに

近代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会の令和5年度から令和7年度までのテーマは、「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」である。第一次世界大戦後に欧州の君主制が次々に崩壊していく中で、日本においてもデモクラシーの影響が政治をはじめ社会・文化の各領域に及び、自由主義的な風潮が高まっていった。そこで、時代思潮に対応した天皇の存在の新たな意義づけが模索され、その中から皇室と社会事業との関係が語られはじめる。本稿は、その代表的な論者の一人であった永田秀次郎が大正10年1月に刊行した『平易なる皇室論』を読み解くことで、大正デモクラシー期に天皇の存在意義についてどのような視点が導入されたのか、社会事業との関連性はどうかだったのかを明らかにしようとするものである¹。それと合わせて、戦後の神社界の理論的指導者であった葦津珍彦の議論と永田の議論を比較し、さらに今日における「神話」研究との親和性についても語ることにする。

永田秀次郎と 『平易なる皇室論』執筆の動機

永田秀次郎は、明治から昭和にかけて活躍した官僚、政治家で、第18代官選三重県知事、第8代・第14代

東京市長、第4代拓殖大学学長、貴族院勅選議員で、廣田内閣の拓務大臣、阿部内閣の鉄道大臣を歴任した。その永田が『平易なる皇室論』を執筆した理由は、「第一章 緒論」によれば以下のようなものだった。「世界大戦の猛火は有ゆる人類の思想を震撼し翻弄してデモクラシーの高唱となりボルセヴィキの宣伝」となった（1頁）。米国大統領ウィルソンが「是れ実にミリタリズムに対するデモクラシーの戦争なり」と高唱し、「軍国主義を採れる独塊は君主政治」であり、米国は「共和政治」であるから、彼の声明は「君主政治に対する共和政治の戦争」と響いた（3頁）。これによって、世間では、「君主政治は時代後れの旧思想であって共和政治でなければ、以て新時代の人心を繋ぐに足らざるかの疑」が生じた。さらに、清朝、ロマノフ朝、ホーヘンツォルレン朝、ハプスブルク朝が滅亡したことで、君主政治に対する疑念はさらに深まった。この海外の情勢によって我国の「国体の基礎」が揺らぐとは考えられないが、「猛火燐境に迫る際」、これに対処する「用意」が必要である（4頁）。「デモクラシーやボルセヴィキの思想」が各国に対して影響を及ぼすのは避けられないので、その「思潮と色彩を理解し之に適応したる方法と説明を以て我国体を擁護する思慮」を予め用意しておかなければならない（5頁）というのである。

永田秀次郎の国体観

永田が思慮した用意が如何なるものであったかについては、本書の第二章から第八章を紐解いていく中で語ることにする。その前に、彼の思慮の前提になっている国体観をまず見ておきたい。それは、「第九章 結論」で端的に述べられている。

彼の大前提は「人類の実生活には国家組織が必要」であり、「世界主義」「無政府主義」は「空論」にすぎないとの認識である。そして、国家組織を維持するためには「国民的精神」がなければならないが、それは各国ごとに「個性的特徴を有する」（137頁）。つまり、「国体」は国によって異なるというのである。永田によれば、英国は「議会主義」で、「議会の決議と云ふ

2 ¹ 本研究は、いちいち論及しないが、河西秀哉『近代天皇制から象徴天皇制へ』吉田書店、2018年2月に多大の学恩を被っていることを予めお断りしておく。

ものに絶対の信仰」を持っている(138頁)。米国は「憲法に対して絶対の信仰を持つて居る」(139頁)。

しかし、日本では「議会の多数決に対して絶対に安心して信仰的に之に依頼する観念が乏しい」、また「憲法と云ふ様な法文の規定に絶対的信仰をも有ため。法律と云ふものは吾人の外部に現はれた形体を支配するけれども感情を支配する事が出来ぬ」(140頁)。他方で、日本人は「皇室に対して絶対の愛着心を有つ」。「凡そ一国の国民として其国民的精神の安定を得られない程不幸なるものはない」(141頁)。それは、近年の中華民國、ロシア、ギリシャの混乱をみれば明らかだ(142頁)。日本人の皇室賛美は「三千年来吾人の祖先より先天的に吾人に伝来せる国民的信仰である」。日本人の「六千万同胞の脳裏を支配する情緒は天壤無窮の皇室中心主義と云ふ大傘下にあらずんば之を結合する事が出来ないのである」(143頁)。

要するに、各国には、国民を結合する代替不可能な固有の「信仰」ともいうべき「国民的精神」があり、日本の場合にはそれが「皇室中心主義」だといえる。

永田の国体観のきっかけと考察

永田が「第九章 結論」で語られたような国体観を抱くようになった切掛は、福沢諭吉の「政論」を読んだことだったようだ。彼は「第二章 君主政治と民衆政治」の冒頭で、福沢の議論を次のように紹介している。「共和国が憲法を作つて之を尊崇するは宛も君主国の人民が君主を戴いて之を尊崇するのと同じなりと云ひ、英国の政法は女皇の名を以て威厳を致し米国の政法は憲法の神聖に依頼して重きを成す、彼は画像を尊み此は名号を拝むの相違のみ」(9頁)。

この後、永田は、デモクラシーといっても「人民が国家の政治を自ら行ふと云ふ事は事実上出来ない」(17頁)ため、議会に代表者を送って議論させる点では、立憲君主制も、共和政治も同様であるとした上で、選挙で「反対党に投票した人民は如何にして自己の意思に依つて選挙されたる自己の代表者であると考え得られるのであるか」と問い、「是は畢竟多数決と云ふ者に盲従して強制的に自己の投票せざる者を自己の代表者なりと無理矢理に承認せしめられるに過ぎない」と断じる(18頁)。

さらに、「多数決と云ふ事も事実反して居る」として、1912年の米国大統領選挙で、民主党のウィルソンの得票が616万であったのに対して、共和党のタ

フトとルーズベルトの合計が814万、棄権が300万で、ウィルソンが総投票数の1/3で当選したことを指摘し、それでも、「米国人は之を人民全体の意思」とであると考える。また、下院は2年ごとの選挙があり上院は、2年で1/3が改選される(19頁)。その場合、与党が多数であるのは「希有」であり、「理論から云つても、実際から見ても、大統領は国民多数の意思を代表して居るものではない。それでも米国人は是も憲法の規定だから仕方が無いと云ふ」。さらに、大統領の拒否権に言及して、「自己の代表たる議会を通過したる法案を自己の代表たる大統領が裁可を与えないと云ふのは何の意味であるか」と問い、ワシントンからルーズベルトまで276件の法案が大統領によって拒否され、その内68件は「憲法違反」という理由だった事実を指摘する(20頁)。そして、それでも「米国人は之は憲法で大統領に此の如き職権を与へたのであるから当然であるとして少しも怪しまない」と述べた上で、次のように結論づけている。

米国のデモクラシーは、「人民自ら行ふ政治でも無く、又人民の意思の通りに行はれて居る政治でも無い(勿論実際の多数を代表した政治でも無い)。唯多数決と云ふ方法を機械的に定めて、如何に理論上の矛盾があろうとも、如何に實際上に不都合が生じやうとも、之を絶対に神聖なりと断定して、盲従し、屈服し、崇拜し、賛美し、多数決にて決した事は自己の意思で無くとも自己の意思となり、自己の反対党であつても自己の代表者なりと定め、安心していられる。此国民性の上の精神の上に米国のデモクラシーは行はれるのである。之を要するに、一国の政治的安定は国民の諒解の上に存するのである。吾人が米国の制度を見て如何に撞着矛盾の極であると思つても米国人が之に満足するのみならず、却つて之を自慢し、此の如くせなければ国民の諒解が得られないと云ふ以上は、外国人たる吾人が何も余計な心配をする必要は無いのである。」(21-22頁)

そして、次の様に付け加えている。「日本国民が皇室を奉戴し、立君制に依りて十分に幸福を増進し、意思を暢達し、苟も共和制に依りて得らるべき凡ての利益は我君民の和氣藹々の裡に十分に之を得らるべき事を確信するのみならず、更に彼等の夢想せざる精神的怡楽を味ふ事に於て十分に満足を感じて居る以上は外国人たる彼等に決して余計な世話を焼いて貰ひたく無いのである。」(23頁)

それでは永田が考える日本の国体とはどのようなものだったのか。それは「第三章 我が国体」で示されている。まず彼は、神話否定論に対して、「有史以前の神秘なる伝説の下に国を肇めたのであつて、人間の記憶せざる古き時代より皇室を宗親として発達したのであると理解すればよろしい」と反論している(32頁)。そして、「君民至誠相寄るの肇き」、つまり、君臣の信頼関係の強固さこそが「我国体の精華」であるとする。そして、その強固さの根拠は二つあるとして、その第一に「皇室を我民族の宗家なりとする観念」、第二に「万世一系の皇統」を挙げている(34頁)。

この民族の宗家としての皇室という解釈に対しては、日本は一民族ではなく、「五種の民族の混合である」という批判が存在した(36頁)。これに対する永田の答えは、「仮令我々の祖先が数民族であつたと仮定しても、三千年来一民族化せられて来たから今更系図調の必要も無く又出来もせない、既に一民族として其宗親を皇室なりとして信仰し来つて居るのであるから、我々の国民精神の形成には其事実だけで沢山である。それ以上の詮議は無用の沙汰である。」(38頁)だった。そして、この信仰は、英国の国民精神である「自治」や、米国の国民精神である「自由」と同じように、それに反する事象を含みながらも、「異民族を包容し得ない精神ではない」(39頁)とする。養子、養女、継父母と同様に、「必ずしも同一血族では無い」にしても、「一家族として其家長を仰ぐ」ことは可能であると説いている(40頁)。

「万世一系の皇室」については、円の中心と円周とを比喻にして、「我民族が存在する限りは其中心たる皇室の存在すべきは当然である。我々の皇室は我民族と共に生き、我民族と共に亡ぶべく、決して之を分離し得べからざるものである。此の如くして我皇室は万世一系にして断絶する事が有り得ないと云ふのが吾々国民の精神である」(46頁)と説明している。この説明に対しては、万世一系というのは「形式」であって、「内容」がないので、「尊厳」の理由にはならないとの反論があったようだ(47頁)。これに対して、永田は、万世一系は「君臣結合の美德の結果」「大なる内容の結晶」(48頁)で、そこには「列聖の洪徳と臣民の忠誠とが包含されて居る」「此の如き偉大なる事実は内容なくして偶然には存在し得べき事柄では無い」(49-50頁)と反論している。

永田が考えるデモクラシーと皇室との関係が語られているのが「第四章 政治上に於ける皇室」である。ここでは、特に、天皇の統治と議会との関係が焦点となっている。彼はデモクラシーを「民意尊重の政治」と定義した上で、「民意尊重」は理論上「議会主権」には帰結しないとし、名君が議会を設けて、その意見を尊重して統治を行えばよいとする(61-62頁)。また、民意尊重が必ずしも議会中心主義に帰結しない証拠として、米国の大統領の拒否権に言及し、デモクラシー国の米国が議会中心ではないことを指摘する。

そして、日本で法律の不裁可がない状況をどうみるか(72頁)、国家の政務は多端で議会中心では処理できない(73頁)、衆議院は民意代表の資格を独占できない(74頁)、憲法で認められた政府、枢密院、貴族院、衆議院が政治の中心勢力となるべきなのは当然、憲法上の機関ではない元老、軍閥の同意は不要(76頁)、政党政治は議会政治にはやむを得ない悪である(77頁)、二大政党制は必然ではない(78頁)、民意を妨げる藩閥・軍閥・官僚閥・政党閥は他方で憲政に貢献している(79頁)、ただし、皇室と国民の間に介在して民意の暢達を妨げるものは排除すべきである(80頁)などを論じた後、天皇が「万機を総攬」するというのは、大綱を統べることで、些細な事柄まで親裁することではないと述べてこの章を結んでいる。

機能に着目した天皇論

河西秀哉は永田の天皇論の「大きな特徴」として「政治的な権力という問題からでなく、天皇制の機能・有用性から『国体』論を立論しようとした点」を挙げている²。それが端的に語られているのが、「第五章 皇室と国民生活」である。この章の冒頭で永田は「我国民中に皇室の力が如何に国民生活の上に重要であるかと云ふことを自覚せない者が在るかもしれない」との懸念を表明し、最近の世界の風潮は、「社会生活・経済生活・文化生活に裨益するもので無くては之を認めないと云ふ様な傾向があつて、単純の法理論や道徳論では満足せない様になつて居る」(84頁)との観察から、「経世上に皇室の功用如何と云ふ質問」(85頁)に対する自らの回答を述べるとして、天皇制の機能・有用性を四点指摘している。

その第一は、「政治上人心安定の緩和力たること」である。人心は熱狂しやすく、冷静な判断ができない

ことが多い。「皇室の必要」は、この「民心を有形無形の上に収攬せられる」ことにあるというのである(86頁)。

第二は、国民の「感情」を掌握して、「社会の融和協調を保つ」ことである(88-89頁)。そのための手段として、「大赦特赦」、「慈善事業・感化事業」の奨励、「救済事業」の補助、災害時の「救恤」をはじめとした「社会事業」、善行篤志の「推奨」、教育勅語や戊申詔書その他の人民の「指導」などが行われているとし、さらに将来は、「労働問題を始め社会問題」が一層重要になる事態が予想されるため、そこに「安慰」と「調和」をもたらす皇室の存在が極めて心強いと述べている(90頁)。

第三は「国家存在の表象としての皇室」である。今日各国では「労働問題」が「国家が解体するか」と思うほど激化している(90頁)。また、「国防問題」も緊迫している。この際、「軍人精神」は「議会中心」では維持できない。欧米諸国も「統帥権」を議会に与えていない(91頁)。我国においては「護国の精神を涵養する其表象として是非とも皇室の存在を必要とする」。「国民皆兵而して直接に皇室を奉戴し軍閥に私せしめずとの諒解を一層徹底せしめなくてはならぬ。この護国の精神統一の上に於ても皇室奉戴は我国国家生存の要件である」(92頁)と主張している。

第四は「教育・文学・美術・技芸等」に対する「保護奨励」である。教育、選歌、御講書初め、帝国博物館(東京・京都・奈良)や帝国技芸員の制など(93頁)。「皇室は栄誉の源泉」として、「国民文化の向上」に対する「高尚なる使命」を有し、「精神的に奨励し、精神的に栄誉を得せしめる」ことで、大きな効果と意義を発揮しているとする(94頁)。

日本の天皇とイギリスの国王との比較

永田は「第七章 皇室中心主義と英人の尊皇心」で、イギリスの王制について詳しく論じ、その後で日本の天皇との比較を行っている。その結論だけを言えば、英国人は国王を国民の「表象(シンボル)として尊敬」しているが、国王は「軍旗」で、国民は軍隊のようなものである(116頁)。しかし、日本人にとっての天皇は、根本的に異なっていて、国民は円周で天皇は円の中心である。軍旗は「取換る事が自由である」が、「円周の中心は取換る事が出来ない」(117-120頁)と述べている。

さらに、永田は「第八章 勤王論の時代化」で、勤

王論の説明を時代状況に合わせて「精製」するべきだとして、イギリス王制との比較で、新たな説明の仕方を提案している。それによれば、「我国体は元来君民一致君民一家の思想」であるから、「君主の尊厳は結局国民の尊厳」となり「皇室の繁栄は国民の繁栄の表徴」となる。言い換えれば、「君主の方面より言へば民本主義となり、人民の方面より言へば君本主義となる」(127頁)。この「君民の情緒が我国体の精華」なのである(128頁)。これに対して、英国では「帝王神聖説」が唱えられ、国王の側では「帝王の権利は神より賦与」されたとして「君本主義」を主張し、人民の側では「民の声は神の声」であるとして「民本主義」を主張して、「君民互ひに相反抗するの態度」とならざるを得ない。このような説明によって、永田は「勤王論の時代化」を試みたのである。

葦津珍彦の天皇論との比較

私は永田の天皇論を読んでいるうちに、戦後の神社界の理論的指導者であった葦津珍彦の天皇論と、彼の論点が似通っていることに気づいた。そこで、葦津の天皇論が集約されている『天皇—昭和から平成へ』(神社新報社、平成元年2月)の論点を抜き出してみることにした。

葦津は「第一章 現代世界の国家構造—天皇国日本—」で、アメリカの大統領制、イギリスの王制と日本の天皇制との比較を行っている。まず、アメリカの大統領制については次のように述べている。

アメリカの大統領制は「国民の統合者とはいっても、国民の半分を味方とし半分を敵として勝利した経験者である。予備選挙の時までさかのぼれば四分の一程度の支持者が、次々に反対者を倒して後に当選したのだ。四分の三に近い国民から、一度は政敵として反対投票もされた経験者だ」(21頁)。さらに、フランスの大統領制にも言及して、ミッテラン(社会党)は「第一位を占めたものの得票数は全投票の四割に達しなかった。ただほかの反対者が分裂していたので、からくも大統領に再選されたが、かれの潜在的政敵は、国民の過半数というのが事実なのだ。国の意思を決める前に、国民の政策論争の自由のあるのはよいが、その結論としての『国の意思』が定まった以上は—とくに外交などでは—国民心理の統合が切望される。ミッテランは歎息して語っている。『英国や北欧には国王がいるが、フランスにも王さまがほしい』(朝日・昭和六十三年五月十日特報)」と書き、イギリスのバートランドラッ

セルの「大金をばらまいて、半分の国民に嫌われる大統領を作るよりも、すべての国民に親しまれる王さまを育てる方が、よほど賢い」(23 頁)との言葉を引用している。そして、あらためて、アメリカの大統領制には「その国民の統合者を真に信頼し支持する者が、国民の三分の一か二分の一程度しかないとの弱みがある。」(31-32 頁)と結んでいる。この着目点は永田と同じである。

イギリスの立憲君主制について、葦津は次のように述べている。

「法の表では国政に不干渉で、政治権限も責任もないかのように見せているが、それだけでは国家の君主としての作用をしえない。それで国政上の重大な権限を確りと保留している」(24 頁)。

「国王は、内閣から詳細な政務の報告を受けて、批判し忠告し、同意の時は大臣を激励する大権を確保する」(25 頁)。

「君主制の側には、反対者は少ないように見えるが、それは一般国民から非政治的な、公正の存在だと思われるからである。しかし実は、その公正を生涯保って行くのには、五年や十年の政党党首も及ばない程の高度の統治能力を要する。政党首領の政治能力とは異質のものではあるが、表では政争圏内に入らないで、しかも国政全般に公正さを信じさせつつ、良き影響を及ぼす高度の英知が要求されているのだ。そのような統治的能力を、世襲の君主に期待するのは、はなはだ無理な話ではあるまいかと思われる。いかに高貴な血統の名門といっても、十代も二十代も知能すぐれた後継者がつづくということはありません。日本の天皇制のように、百二十四代も五代もの世襲で、万世一系の皇位が人間的『能力』によって保たれるということは、到底望みがたい。」(32 頁)

このように述べた後に日本の天皇制については次のように述べている。

「日本の天皇は、私の考えでは決して能力主義者ではない。君主にとっては、知能、勇武そのほかの政治的能力も大切であるが、その能力が第一義ではない。なにが大切かといえば、『公正無私』の精神的統合の資質である。『天皇には公ありて私なし』との精神を常に保たれるということなのだ。」(32-33 頁)

「この公正無私の高貴なる精神は、ただの人間的能力の優劣から生ずるのではない。それは、神を祭ることによって生ずる。」(33-34 頁)

「日本の天皇とは、祭り主として公正無私を第一義と

された。国民は、人間的能力を基準として、国の最高位者を考えないで、祭り主の公明正大さを貴いとした。

私は、これを日本の国家構造の根本だと信じている。天皇は、智謀や武勇を競う君主ではなく、高雅にして貴い万世一系の国史を残された。かくいえば、今の人には必ず反論がある。『それは、お前のユートピアの描いた歴史であって、日本にもそれに反する確たる皇室の実証史がある』と。その私見に反する歴史の悲史を書く必要があれば、いくらでも史書を誌す程度の史的知識を有する。しかし私が、あえてそんなことを問題にしないのは、日本の皇室は、そのような度々の汚染があっても、それを払い浄めて、本来の使命を復活する根の深い、強いバイタリティを失わなかったという事実の重大さを語っているのだ。外国の王朝にも、政治的権力者にも、偉大なる思想はあった。特にシナ大陸の文明的王朝などには、私のあこがれるような歴史も少なくない。しかしそれは、その建国の思想が頹廢して行くと、復元するバイタリティがなくて亡び去ってしまった。それは人間の優劣の差ではなくして、その初めの理想を守り、頹廢すればそれを克服し復活しようとする祈り(大祓い)、祭りの差だとおもっている。」(34-35 頁)

「およそこの地上で、人間によって構造されたものは、王朝であれ政治権力であれ、あるいは宗教教会であれ、大なる権威を有するものの歴史には、一つの宿命的法則がある。それらは、初めにおいては、それぞれの理想をもち、それ故にこそ権威を高めたのであるが、社会的権威と権勢が高まれば、時とともに、必ずやそこに罪と穢れが集中して汚染され、やがて汚染が進めば、当初の権威の源となった存在の意義も失って滅亡して行く。その汚染をいかにして浄めていくかが一大問題である。

しかし日本の天皇の祭りにおいては、この罪と穢れを『みそぎ』『はらう』一禊祓が、特に重んじられる。いかなる祭りも、禊祓をとまなう。日本の皇室史といっても、明治、大正の戦前史家が美化したように、いつの時代でも、神聖万全のみだったわけではない。しばしば皇室周辺も汚染され頹廢して、その存亡の憂えられた時代もあったのは、皇朝史を精緻に直視すれば明らかである。しかし禊祓を重んぜられる祭りの伝統が生きつづけることによって、汚染頹廢を祓い浄めて、その生命力を復活して来た。ここにいわゆる禊祓とは、ただの形の上での儀礼儀式のみでなく、もっと深い内心の問題である。」(36-37 頁)

このように、天皇制の特徴を「祭り主」とその「祓

えの力」に求めたところに、神道人としての葦津の特色がある。

彼は「第三章 神聖を求める心」で次のように繰り返している。

「政治の第一目的とするところは、本来は天下を安らかにするとの神聖なる祭祀の目的と同一なのであって、闘争と謀略の生ずるのは、目的のための手段から生ずるのであるから、手段のために目的が失われるところまで行ってはならないとの反省をさせねばならない。この反省を厳しく要求するところに、日本国の祭政一致という精神なり、制度の存する理由がある。」(57頁)

さらに葦津は「第四章 『対話』 皇室文明史」で、「なぜ天皇が存在しなければならないのかの存在理由が分からない」(77頁)との問いに対して、まずは視点を変えることを求めている。「存在理由が確かでないものは抹殺してよい」との思想は「軽薄」だと言い、「近代社会では、貴重なものがそれを認識しえないものたちによって、つぎつぎにうしなわれて行く」(77-78頁)と前置きして、社会に存在するものには二種類あるとして、一つは人工的につくられたもので、「その存在理由が明確である」とする(78頁)。会社や国家機関などである。もう一つは「自然成長的に現れてきたもの」で、その「存在理由は、なかなか分からない」(79頁)と指摘する。例えば国語(日本語)である。そして、後者の意義を理解するためには、「いきなり抽象一般論で『存在理由』があるかないか」などと問うのではなく、「まづそれがいかなる事実として存在するのか」「存在するという事実を前提にして、それを深く見極めること」(81頁)が必要であると、アプローチ方法の転換を提起している。

この後、葦津は“天皇制はいかなる事実として存在したのか”についての自らの考えを語っていく。まず、「日本国の祭り主」であるという天皇の本質は、「初代いらい今日にいたるまで終始して変ることがない」(82頁)とする。その前提に立って、時代による天皇の役割の変化について述べていく。

初代の神武天皇は「祭り主」であり、「民と国との平らかに安らかなることを祈り、それを高天ヶ原の神から授けられた使命だ」(83頁)と信じていた。そして、「民を安んずるための最初の基礎となるもの(国家存立の第一条件)は、弱肉強食の無法状況を克服して平和と正義の秩序を確立すること」(83-84頁)にあったため、烈々たる武力を発動した。それによって、敵対するものがなくなって、「文明の花開く温床が準備され

た」(85頁)。

神武天皇以降の古代皇室は「日本における唯一の海外文明総合センター」(86-87頁)となっていく。「祭り主」としての精神的権威が、「移入文明を、日本の土着的風土と調整し修正して行く大きな力」(87頁)として作用した。

鎌倉幕府から江戸幕府までの皇室については、「大局的に見れば、鎌倉以来の幕府も、あきらかに天皇にぞくする政府内の一機関であって、皇室に対立敵対する存在なのではなかった」(91頁)として、北畠親房の『神皇正統記』に依拠して、鎌倉幕府の出現を、天皇の政府が「京都のみでは任務を果たしえなくなったので、鎌倉に外局ができた」(92頁)と説明している。そして、「文明に関する限り、京都が本局の実力を保持してゐて、鎌倉でも江戸でも従属的な外局程度のことしかできてゐない」(92頁)とする。また、武家の学問でも、庶民の芸能でも、「神国」一天照大御神の皇孫たる天皇を大君と仰ぐ国—という意識は一般的で(93頁)、「將軍は、あくまでも臣下」というのが「国民の常識」(94頁)だったと言い、オランダ商館長・テイチングが蘭学者から聞いた話を紹介している(94頁)。

さらに、明治維新は「日本文明が、全国的に同質の天皇文化で統合されてゐたという事実」(94頁)を抜きにしては理解できないとし、大政奉還は国際情勢に対応するための「天皇政府の内部的な官制改革といふのが本筋だ」(95頁)という解釈を展開している。そして、維新政府の成立と同時に、明治天皇には「神武天皇の再来としての立場」(97頁)が期待され、明治天皇は古代皇室の武の意義を確認し、高揚された」(98頁)。他方で、憲法制定以降の皇室は「社会万般の直接指導ではなく国民の自由で多彩な活動を励まされる」役割に変化したという(99頁)。

さて、葦津は古来の天皇統治と明治以後の立憲君主制との関係について次のように語っている。まず、そもそも「日本では専制を正当化するやうな哲学は発展しなかった」(100頁)。「統治」は「知らず」の意味で理解され、「日本の国情や国民の情意をよく知りつくして、それをまとめ(統合)あげ、安らかに定め(治定し)、君民一体となっていく」ことだとされた。「天下の人心を清め高めて、国と民との平和繁栄を祈る祭り主たる天皇のおつとめは、立憲以前も以後も変わらない」(101頁)。「立憲制では、国民一般の権利義務や国家機関の権限が明示され(実際上では官権に対して民の権利が大いに伸張され)、あらゆる国家機関の

間の権限分界が、明示された」結果、天皇が「国情や民心を知り、それを統合し、安定させて行くのに大いに有効な基準が得られた」(102 頁)。「天皇は政策の利害是非の判断をなさるよりも、それ以前の問題、政策を考へたり政論をしたりする日本人の精神そのものを、清め高めて、人心をまとめあげて行くといふ御仕事が大切」(102 頁)となった。帝国憲法に「祭り主」の語はないが、告文や皇室典範の規定を見れば、その立場は明らかである(104-105 頁)。天皇は「この地上の国、日本の国と民との統治が、高天ヶ原の神意のまにまに民安かれ、国平らかに行はれることを祈られるのであって、統治が祭りの目的といってもいいほどだ。祭りの精神が統治の基底でなくてはならないといってもいい」(106 頁)。したがって、「いやしくも日本国なり皇室にとっての重大事は、必ず天皇の『裁可』がなくてはならないし、天皇の皇祖への奉告の祭りがなくてはならない」(107 頁)。明治天皇の祭り主としての熱心さ、「その祭り主としての天皇を仰ぎ見ることによって、国民一人一人の精神がいかに高められたか、国民の間の対立意識が、いかに自然に統合されて行ったかといふ深層心理の動き」(107 頁)を知る必要がある。

最後に、葦津は「切支丹禁制の意味」(113 頁)に言及して、禁制以前の切支丹の横暴を指摘し(114 頁)、「日本人としての精神的自立性も文化的独自性もない辺境の地方権力がキリスト教の移入者」(116 頁)となり、皇室を経由しなかった外国文化輸入の唯一の例が「唯一の悲惨な歴史を残した」(118 頁)と指摘している。

ユヴァル・ノア・ハラリの「神話」理解について

さて、永田と葦津の天皇論のさらに詳しい比較や意味づけ、位置づけは今後譲り、彼等の議論を評価する際の新たな視点として、私はユヴァル・ノア・ハラリの「神話」理解を紹介したい。ハラリはイスラエル人の歴史学者で、その著書「Sapiens」は全世界で1000 万部以上のベストセラーとなっている。彼はその中で、以下のような人間観、神話観を展開している。

彼は、目には見えない何かをみんなが共に信じて協力できることが、他の動物にはない、人間の独特の卓越した能力だと捉える。「虚構、すなわち架空の事物について語る能力こそが、サピエンスの言語の特徴として異彩を放っている。」(『サピエンス全史』(上)、

河出書房新社、2016 年 9 月、39 頁)。

そして、「神話」についても次のような独自の見解を表明している。「神話は、大勢で柔軟に協力するという空前の能力をサピエンスに与える」(40 頁)。「近代国家にせよ、中世の教会組織にせよ、古代の都市にせよ、太古の部族にせよ、人間の大規模な協力体制は何であれ、人々の集合的想像の中にのみ存在する共通の神話に根差している」(43 頁)。「人類の共通の想像の中以外には、国民も、お金も、人権も、法律も、正義も存在しない」(44 頁)。「現代の制度が神話と全く同じ基盤に依って機能していることを、私たちは十分理解できていない。」(44 頁)。「効力を持つような物語を語ることは楽ではない。難しいのは、物語を語ること自体ではなく、あらゆる人を納得させ、誰からも信じてもらうことだ」(48 頁)。

ハラリの言うように「神話」の創造こそが人類の特性だとすれば、永田の解釈も、葦津の解釈も、人類の特性にしたがって、しかも有効に穏やかに国家を存続させてきた日本「神話」を、その時代に合わせてカスタマイズ、バージョンアップしようとした試みだったと言えるのではなかろうか。

大正期の濟世病院と 皇室の支援について

宮城洋一郎（種智院大学人文学部教授）

はじめに

令和5年度採択の本共同研究において、筆者は仏教徒の慈善・社会事業研究の関連から、皇室と関わりを視野に入れてたテーマを受け持つこととなった。

そこで、共同研究の下準備として、社会事業の先駆者についてのデータを集め、その上で、皇室との関わりなどへとアプローチする方法を選択することとした。この観点から、大正15年（1916）10月に恩賜財団慶福会から慈善事業・社会事業に貢献してきた人びとへの表彰がなされたことに着目して、これらの人物に関するデータを分析して、先駆的な業績のありようを考え、そこから、筆者に与えられたテーマへと導こうと考えた。

というのも、すでに明らかなように、この方面に関しては数多くの先行研究が輩出されている。しかし、その反面、史料を発掘してその実態を解明するには、まだまだ不十分な状態にある施設も少なくない。明治中期以来積み上げてきた先駆者の慈善事業が、どのように継承されていくかを考えるポイントを探ることにしようと考えた。

こうした観点に立つて、筆者は明治末期に設立された仏教系慈善病院である濟世病院をテーマに取り上げ、皇室との関わりを軸に分析していこうと考えた。一医療機関である濟世病院が担った慈善事業の一端をそこから明らかにできればと思うことである。もちろん、このようなテーマ設定には、いくつもの議論が必要であるが、まず、先駆者たちの地平を理解した上で、濟世病院と皇室の関連に絞りながら、史料分析を進めていくことにしたい。

1. 『半生を社会事業に捧げたる人々』から

大正13年（1924）1月、恩賜財団慶福会が設立された。この慶福会は、皇太子ご成婚に際して社会事業

助成の思召しを以て、100万円の御下賜金があり、これを以て民間社会事業を助成していくことを目的としていた。以後、同会は民間団体からの寄付や皇族方の御下賜金などにより基礎を固め、多くの社会事業団体等の助成に尽力していく。

その助成事業のひとつに、先述した慈善事業・社会事業に貢献してきた32名を表彰式があった。大正15年10月8日、同会総裁閑院宮邸にて、これらの人びとに奨励金または記念品を授与した。また翌日には表彰を受けた原胤昭ほか21名が東宮に拝謁することとなった。

この32名の表彰者は、30年以上斯業に従事し、年齢60歳を超える方々を対象としているが、概ね明治中期以降に創設された慈善事業団体・施設で、いわばこの分野での草分け的な役割を担ってきた。この32名の先駆者の功業を詳しく報告したのが、表記の『半生を社会事業に捧げたる人々』で、慶福会から大正15年12月に刊行されている。

この32名の内訳は、外国人が8名（25%）を占め、男女別では女性が15名（46.5%）である。またキリスト者が17名（53.1%）で、仏教関係者3名である。他は宗教との関わりを明記していない。事業では、貧困者救済はじめ児童養育など多岐にわたる。

こうして、外国人、キリスト者を中心に慈善事業、社会事業が民間人の手によって担われてきたことがわかる。その一方、土井洋一・池田敬正編『日本社会福祉綜合年表』（法律文化社、2000年）には、「創設年時ごとに累計した社会事業施設数」が掲げられていて、明治初期では各年次とも二桁程度の数であるが、明治40年に590となり、大正期では同5年1,426、同10年3,139など、千を数える創設数というデータがある（同書、99頁）。

32名の活動が民間事業として苦難を乗り越えてきた成果を見ることができる。そうした点で、皇室からの表彰が大正期の社会事業に広がりをつけていく意義を有していた。そのことに、本共同研究のねらいとするところとの関連性を確認できるだろう。

2. 真言宗の改革運動・祖風宣揚会と 濟世病院

ここで濟世病院を持ち出してくることは、多少の違和感があるかもしれない。というのも、明治初期にはキリスト教徒が日本への開教のために、慈善事業を手がけたことで、影響力を広げ、仏教徒の側からその

対抗手段の意図を含めて、係る事業に着手する動きが出てきた。その早い例に「福田会育児院」があり、仏教徒が宗派を超えて集い、身寄りを失った子どもたちの養育にあたった。また、既成教団も関係者を海外留学させるなど、近代化に努めた。

そうした仏教徒の動きからやや遅れて、真言宗もまた教団の近代化と慈善事業へのアプローチを果たしていく。その先頭に立ったのが、同教団の改革運動を担う祖風宣揚会であった。この会は、シカゴ万国宗教会議に参加し、イギリスにも滞在して、生物学者・南方熊楠との往復書簡で著名な土宜法龍（1854～1923）らが中心となって明治36年に設立された。

土宜は、すでに香川県三谷寺住職であった折りに、高松刑務所の女性受刑者の子女を養育するために設立された高松保育会が運営困難となった際に、真言宗有志と図って、これを引き受け、讃岐保育会孤児院と名称を変更してその代表にもなっていた（明治34年）。

そうした近代化のながれに向き合う土宜法龍の姿勢が反映して、祖風宣揚会の設立趣意書には、真言宗立教開宗以来の歴史を顧みて、宗祖弘法大師空海の立場を「熾んに社会国家の実益を企画し空論事に用なきを示し」と述べ、「我が宗当相即道の深旨、即事而真の教風衰へること久し」と嘆じ、祖風宣揚会を設立した。そこから「社会に立ち社会の公益事業＝仏の摂化利生の業」・「宗派の門を構へ盛大ならしむること」を目指すとした。

ここに述べるように、土宜は「社会」という用語に深い関心を示し、「公益事業」により真言宗の使命を果たすべきとの方向性を構想していた。

このような立場から、祖風宣揚会は次の3点の事業を掲げていく。その第一が、新聞・図書発行による広報活動である。第二が、育英養材・学校設立による後継人材の養成である。第三が、慈善事業としての慈善病院設立を掲げたのであった。

このうち、第一の事業は現在も刊行されている『六大新報』（以下『六大』と略記）につながる。第二は、その後具体化はされていない。そして、第三の事業が済世病院の設立へと導かれていく。

こうして済世病院設立への道が開けていくが、その道のりは容易ではなく、項を改めて、述べていくことにしたい。

(1) 済世病院の設立

済世病院に関する研究史は豊富であり、すでに多く

の成果が公にされている。ここでは、それらについて言及することは割愛し、本文のなかで触れるに留めることをお断りしておきたい。

済世病院の設立に関しては、小林参三郎医師の招請、土宜法龍による病院名の命名、病院の体制と運営方法などにより、その意義が確認できる。すでに明らかにされてきたところであるため、ここでは概略を記すこととしたい。

慈善病院を目指すためには、医師の招請が前提であった。ここで、医師・小林参三郎（1863～1926）との出会いが重要な契機となった。小林は播磨国の出身で、苦学して医師免許を得た後、米国に留学。その後、ハワイに渡り開業。風土病に冒されたが、西本願寺の開教使の感化を受ける。明治36年（1903）に一時帰国した折りに「東播慈善会」の求めに応じて施療に当たっていた時に、祖風宣揚会が慈善病院の設立を計画と聞き、これに協力を申し出たという。一旦ハワイに戻った後、済世病院の設立に参画していく。

小林は精神治療を提唱し、人間の精神と肉体との相互作用に注目した治療法を実践し、後に『生命の神秘』（1922年）を著し、多くの人びとの注目するところとなった。

次に、済世病院の命名は、土宜法龍が次の二つの題辞を与えたことによるという。

「慈眼照世悲手濟之」（釈文：慈しみの眼は世を照らし、悲みの手はこれを済う：太字・筆者）

「菩提樹辺 国手調薬 優鉢林中 医王去毒」

（意識：菩提樹の辺にて 国手（名医）は薬を調合し 優鉢（青蓮華）の林中にて 医王（仏・菩薩）は毒を去る）：（『六大』第281号、明治42年1月24日）

ここから「国手」と「医王」による「済世」を目指すようになったのである。

この「済世」は、医療を受けることのできない人びとを「軫念」して、医療機関の設立をよびかけた「済生勅語」（明治44年（1911）2月）に先立って、慈善病院として出発したのであった。

こうして慈善病院への道筋をつけ、病院設立を目指し、明治42年（1909）6月14日、「京都府指令第四〇八三号」により、京都府知事から認可（『六大』第302号、明治42年6月20日）を受けて、同年9月19日に開院式を挙行、300余名が参列（同上第316号、同年9月26日）。

ここで、院主・矢野長藏（1868～1920）、院長・小林参三郎、主事・清瀧智龍（1870～1941）による

済世病院の運営体制が定まった。

院主の矢野は、代々質商を営む家に生まれている。大地主でもあった父・矢野長兵衛は小作人、借家人の人々に謙譲に振る舞い、多くの人々の尊敬を集めていたという。矢野自身も生家に隣接する教業小学校（現・洛中小学校）に敷地を寄付し、近隣の神泉苑や蓮光院の堂塔の整備にも尽力するなど地域貢献に寄与する一方、深く弘法大師を信仰し東寺、仁和寺信徒総代として尽力したほか、祇園神社（八坂神社）の信徒総代、東福寺の建築講会計幹事などを務めていた。しかし、市の名誉職には「我未だ小政治に関与するの愚に至らず」と受けることはなかったという。こうした矢野の業績は「陰徳の人」と賞賛されていた。（『六大』第315号、明治42年9月19日。拙稿「済世病院・院主矢野長藏氏について」・『六大』第4638号、令和6年1月1日。同「史料紹介 済世病院・院主 矢野長藏氏に関する二つの記事」、『仏教福祉学』第26号、未刊）

主事・清瀧智龍は、祖風宣揚会理事として小林参三郎医師の招請に直接関わり、その実現に寄与した。以後、済世病院の運営実務者として支え続けることになった。その清瀧が記した「済世病院」（『六大』第315号、前掲）は、同病院の設立に至る経緯を詳細に記し、祖風宣揚会内での議論、病院建設に係る東寺や矢野の主張など、済世病院の産みの苦しみを如実に提示している。病院建設の当事者ならではの迫力ある記述がみられる。先の矢野長藏への評価も自らの筆名「芙蓉山人」の名で「矢野長藏氏」と題して綴ったものであった。

こうして済世病院の運営体制が整い、慈善病院としての真価を発揮していくことになるが、その慈善病院であることを世に知らしめたのが、「済世病院略則」で、その第一條には次のように記している。

本院ハ佛陀ノ教旨ヲ奉シ宗祖弘法大師ノ本領ニ則リ、慈愛済世ヲ以テ目的トスルガ故ニ、規定ノ薬価手術料及入院料等ヲ要求セザルモ、患者ノ赤誠ヨリ本院ノ趣意ヲ賛シ浄財ヲ喜捨スルトキハ之ヲ受領ス。（『六大』第315号、前掲）

このように記し、済世病院の立脚点を「慈愛済世」とし、その趣旨に基づき規定の薬価、手術料、入院料等を要求しないとする原則をたてている。ここに慈善病院であることを宣言したのであった。そして、病院運営の内実を求めるため、浄財の喜捨を拒まないことも明記した。こうして慈善病院の具体像を明らかにすることで、多くの注目を集めることになった。

しかし、医療制度も保険制度も未整備の明治末期、貧困者への医療保障を構想した「済生勅語」に先立って設立された済世病院には、資金難が当初から課せられていた。こうした課題に対し、明治44年4月京都市は済世病院の功績を認め、「建築補助費として金壹千五百円」を下付（『六大』第394号、同年4月9日）、同年11月内務省感化救済事業団体奨励助成金の下付（300円）、同年12月京都府会には「済世病院への補助」案を決議（300円）などがあった（『京都府百年の年表』4社会編、昭和46年、144頁）。また、済世病院自身も「済世協賛会」を結成して寄付勧募などにもあたった（『六大』第443号、明治45年3月31日）

このような院内外の協力、協賛などを得て、病舎の建設などの課題に応じていくことになった。ここまでが明治期の済世病院の歩みであった。

（2）大正期の済世病院と皇室

済世病院への内外の協力・支援が広がった背景には、前述のように、明治44年2月の明治天皇による「済生勅語」の発布があった。これを受けて、主事・清瀧智龍は「施薬救療の勅語を拝して敢て一宗の諸士に告ぐ」との一文を『六大』第387号（同年2月19日）に掲載し、「済生勅語」の意義を述べ、済世病院が宗教的慈善病院として「不幸なる患者を救済し、聊か以て済生の道に尽瘁しつゝあり」との実績が「聖詔に適ふものあり」と述べ、「吾人の大に荣誉とする」と明らかにした。

ここに済世病院が、「済生勅語」の聖旨を受け止め、先行して「施薬救療」に当たったことを誇りとしたのであった。こうした時代の趨勢をふまえ、公的機関および民間人による支援の広がりをみるに至った。こうした方向性が、大正期に入りより深まっていくことになる。それが、皇室との関わりを深めていくことで、意義あるものとなっていく。そこで、本項では、皇室の支援を中心に述べていくことにしたい。

「御用材御下付」

明治から大正へと改元される中で、済世病院に大きな支援が提示されていく。それは、明治天皇崩御により、京都伏見桃山御陵にての「御斂葬の儀」（明治45年9月14日）を経て、「御用材下付」がなされ、これを受けて、済世病院は、病舎2棟を建築して恩賜財団済生会の患者を収容し、その救療に充てるとしたこと

である。また、大正天皇即位による京都御所にての「御大典の儀」（大正4年11月）に際し、同じく「御用材下付」を受けたことである。

この二つの事項を明らかにする文書が、京都府立京都学・歴彩館に架蔵されている『京都府行政文書』に残されている※。

※京都府立京都学・歴彩館所蔵の『京都府行政文書』（慶応3年から昭和21年までの10,450点）は平成14年（2002）に重要文化財に指定されている。

この『京都府行政文書』のひとつである簿冊『大礼御建物一件 大正5年庶務課』（大05-0018-追01：京都府立京都学・歴彩館所蔵：写真参照）に所載されている済世病院による「御大典御用材御下付願」は、次のように記している。

御大典御用材御下附願

京都市下京区八條通大宮西入東寺町
済世病院

先年 御大喪之際 桃山御陵御用材御下附ノ光栄ヲ得 直ニ其ヲ基礎トシテ病舎二棟（建築費参千五百円）ヲ建築シ 恩賜財団済生会患者ノ収容救療シ聊カ済生ノ一端ニ供シ居候
今回患者慰安法話会場兼娯楽室ヲ建築シ益々救療ノ実ヲ挙げ度候ニ付 特別ノ御詮議ヲ以テ 御大典御用材ノ一部ヲ御下付被成下候得者本院ノ光栄之レニ過ギズ候

右奉願仕候也

大正五年三月二十三日

右済世病院々主
矢野長蔵

京都府知事男爵 大森鐘一殿

このように記述され、「御大喪」での「御用材御下付」により「病舎二棟」を建築して「恩賜財団済生会患者ノ収容」により「済生ノ一端」を担ったとした。その上で、「患者慰安法話会場兼娯楽室」の建築のため「御大典御用材」の下付を願うとしている。

いずれも、「御用材下付」が済世病院運営の充実につながる意義を強調している。これらは、同院独自に調達していくことは容易ではなく、皇室の特段の支援

を求めることで、院本来の目的である慈善病院としての役割を果たしていくことになるという趣旨を述べている。特に「御大典」の際の下付願いは、患者の慰安をはかることで「救療ノ実」を挙げようというねらいがあった。

この簿冊に所載の関連文書を見ていくと、「御用材御下付」を求める団体は、学校、地域団体、慈善事業関係者など120余りに及び、公的な便宜に供するためとの理由を付している。これらは、本来は行政機関からの支援でなされるところであるが、それが十分になされない当時の社会状況から、皇室の慶弔に係る施設が活用されていたのである。

こうして改元にもなう皇室の行事に用いられた資材が、社会的な評価を受けながらも厳しい経済状況におかれている団体等への支援につながり、広く地域社会に還元されたと理解できる。

済世病院が、多くの地域団体等とともに「御用材」下付を受けたことで、社会的にも慈善病院の担い手として周知され、その役割を期待されていることも確認できる。

昭憲皇太后からの御下賜金

大正2年（1913）9月30日、昭憲皇太后には、桃山御陵参拝のため京都に行啓され、その折りに済世病院の事業について聞召され、大森鐘一・京都府知事をとおして「金壹百円」を御下賜された。

大森知事からの「伝達書」（同年10月1日）は次のとおり（『六大』第525号、大正2年10月12日）。

皇太后陛下ヨリ 思召ヲ以テ慈善事業補助トシテ
御下賜ニ付金壹百円下附候條克ク御懿旨ヲ奉体シ
益々事業ニ奮闘スベシ

このような御下賜は、済世病院の慈善病院としての意義、役割が、周知され、内務省、京都府・市などからの補助金交付など、一定の公的評価が定まってきたことの証左といえる。この記事を報じた『六大』第525号（前掲）には、「我真言宗に於て斯種事業に対し、皇室より御下賜金ありしは、済世病院を嚆矢とす」と、その喜びを記している。

確かに済世病院は、この時点で開設から4年ほどであり、こうした「光栄」を受けるだけの歴史を有しているわけではない。にもかかわらず、着目されていることは、先述のように「済生勅語」の趣旨に先行して

実現してきたところがあり、施薬救療を進めていく上で「格好の模範的病院」であったためと室田保夫氏は捉えている（室田保夫「近代における真言宗の社会事業—明治期から大正期にかけての覚え書—」・『高野山論叢』第30巻、1995年。後に『近代日本の光と影 慈善・博愛・社会事業を読む』、関西学院大学出版会、2012年、403頁）。

実際、この直後の同年11月に内務省囑託である留岡幸助が2度目の済世病院訪問があり、6時間にわたって視察している（『六大』第543号、大正2年12月14日）※。こうして、当時の慈善事業の最先端に立つ留岡の注目を含めて、済世病院に対する評価は早い段階で確立されていたともいえるであろう。

※留岡は明治44年10月にも済世病院を訪問し、3時間余にわたって視察している（清瀧智龍「留岡幸助氏と語る」・『六大』第421号、明治44年10月15日）

貞明皇后からの御下賜金（大正6年11月）

大正6年（1917）11月14日、皇后宮主事・蜂須賀正韶侍従による済世病院への御差遣があった。これは、大正天皇の「陸軍大演習御統監」のため、京都行幸があり、これに同列された貞明皇后が、女子教育、慈善救恤等の事業に行啓され、御使を差遣されたことによるという。蜂須賀侍従は、14日午前8時30分に同病院到着し、清瀧主事より院の歴史および現状の説明を受けた。そこで、清瀧は、同院の立場を「下層の窮民の病者」救済のみならず、「社会の中堅」が「貧に陥らんとするを救済する」ものであり、「無料救療」だけではなく、「患者の身分に応じ何程にも任意の浄財」を喜捨する制度により、「人の対面を保ち人格を損せず又慈善救済に付随する遊惰の弊害も除去」と述べ、「救貧的救療」と「防貧的救療」を担う立場にあると説いた。

これを受けて、蜂須賀侍従より、次のような「御言葉」があった。

済世病院が多年斯業に従事し成績良好なる旨を聞き召され特別の思召しを以て陛下より金壹封御下賜相成る今後益々勉励あるべし

矢野院主が御下賜金（壹百円）を奉戴、その後侍従は治療室、病室を一巡し、小林院長から精神療法について説明を受けて、午前9時35分に帰路についた（『六

大』第736号、大正6年11月18日）。

このように、「救貧」「防貧」の立場と「精神治療」が済世病院の立脚点であるという評価が定まってくるのが、侍従御差遣の記事から読み解くことができる。

ここに「防貧」が提示されていることに注目してみたい。というのも、「救貧」が明治初期以来の慈善事業の基本であり、済世病院もここに焦点を当てていた。「防貧」なる語が提唱されてくる契機には多くの議論があるが、浄土宗の泰斗・渡邊海旭（1872～1933）が「感化救済事業の五大方針」（大正5年2月）に、その第五にあげた「貧窮や罪惡の原因を探究して、予防の法を講ずる」ことを提示し「Preventive charity」が「現代斯業の中心点」とであると主張したところと関わる。これは、渡辺がドイツ留学での学びから設立した「浄土宗労働共済会」（明治44年5月）で実践した地平である「共済」を基礎に打ち立てた理論で、「幼児昼間預り」、「職業紹介」などの事業を展開して生活状態の改善を通して貧困を防止してきた。

こうした理論と実践が台頭する中で、貧困予防のための医療のありようを求めるところと相待って、清瀧は済世病院が設立時から「患者ノ赤誠ヨリ本院ノ趣意ヲ賛シ浄財ヲ喜捨」（『済世病院略則』第一條：前掲）することを受け入れてきたことと関連させ、「人の対面を保ち人格を損せず」患者を受け入れることで「防貧的救療」を展開してきたと主張したのではないだろうか。

清瀧と渡辺海旭との接点がどうあったかなど、分析すべき課題は多いが、清瀧が「防貧」に注目した意義は大きく、これを蜂須賀侍従の前で説明したことで、大正期において慈善事業が社会事業へと昇華していくべきポイントともなるのではないだろうか。

なお、済世病院では、侍従御差遣の翌日同院階上広間にて祖風宣揚会理事、東寺事務長、病院職員らが集って「御下賜金奉戴式」を挙行。清瀧は慈恵に浴したるは済世病院および真言宗の光栄のみならず「一般救済事業界の光栄と云ふべし」と挨拶、曾我部祖風宣揚会理事は御下賜金の儀は真言宗開宗以来この種の事業のために御使御差遣あるは未だ曾てあらずと述べたという（『六大』第736号、前掲）。

貞明皇后より御下賜金（大正11年11月）

貞明皇后は、伊勢大廟、桃山御陵参拝のため行啓があり、大正11年（1922）11月10日に東寺を行啓中

に、済世病院に二度目の御使御差遣があった。この御使は吉見典侍ほか女官1名であった(『六大』第990号、大正11年11月19日)。

御使を迎えた済世病院は、小林院長、清瀧主事より院の沿革や仏教主義による身心両面からの救済等の説明があり、診察室、病室等を視察されたという。これを受けて吉見典侍から次のような「御言葉」があった(『六大』第995号、大正12年1月1日)。

それは誠に結構の事と存じます、此事委しく陛下に言上致しますれば陛下にも定めて御満足に御思召すことゝ拝察致します。此上共、社会人類の為め一層の御尽力を御願ひ致します。

その上で、「御菓子料」として「金壹百円」の御下賜金を拝受したという。この光栄に対し、『六大』第995号(前掲)には次のように記して、その喜びを述べている。

皇后陛下、今回行啓中に、社会事業慈善事業中へ御使御差遣あり御下賜金を拝受したるは京都諸団体内、只我が済世病院のみなりし事は、独り我が真言宗の光栄なるのみならず、実に真言宗の光栄なるべきを思ふ。

ここにも、「済生勅語」による病院建設への働きかけと関連して、済世病院の医療機関として担ってきたところへの着目があった。社会問題と医療を結ぶところを認識していたことで「社会事業慈善事業」と述べて、慈善事業として開設された済世病院が、社会事業へと広がる理解を有していたともいえる。そうした意味で済世病院は特記すべき「先行事例」であり、「模範」でもあったのではないだろうか。

東伏見宮大妃より御菓子料下賜

愛国婦人会総裁である東伏見宮大妃が、大正14年(1925)11月の関西愛国婦人会大会のために入洛された際に、「社会事業奨励の思召し」により、済世病院訪問が実現した(『六大』第1139号、大正14年11月1日)。同月25日に午後2時から、同病院を視察。小林参三郎院長、清瀧智龍主事等からの説明を受けた後、職員各部代表者が拝謁し、「御菓子料として金壹封」が下賜された。その上で、病室、手術室、診察室等を視察し、患者とも言葉を交わされたという。下賜され

た「御菓子料」は、翌日菓子を作成し「東伏見宮大妃殿下御下賜御菓子」と奉書した紙に包み、入院患者および職員一同に分与された。

清瀧智龍は「済世病院の大光栄 東伏見大妃殿下の御台臨を仰ぎ奉りて」との報告を記している。そこでは、済世病院創立16年余で皇室からの「御下賜金」が3度に及び、その上で「東伏見大妃殿下の御台臨」となった。その「光栄」を「当事者一同の感激」と述べ、その喜びを率直に表している。また、このたびの「御台臨」は、京都市立の二つの施設と済世病院の3ヶ所で、私立社会事業団体としては同院のみであったという。こうした「光栄」を受け止め「皇恩に報答し奉らん」との決意を記している(『六大』第1139号、前掲)。

このように、設立から10数年の済世病院が、数度の皇室の支援を得てきたことには、「済生勅語」の趣旨と相待って、民間での救済事業の重要性が広く認識されてきたことと関連している。先述のように、済世病院は、そうした事業の「模範」としての評価が定まっていたことを示している。

大正期の動向

以上、済世病院と皇室との関連を述べてきた。「御用材御下付」願いとあわせて御下賜金、御菓子料下賜など数次に及ぶ支援は、済世病院の「光栄」であるとともに、施薬・救療の先行事例として広く社会的影響力を及ぼしてきたことであった。

これにより、済世病院は、大正3年(1914)5月には「労働者、職人、奉公人」等、昼間診療を受けることのできない人びとが「不治の大患」に陥ること憂慮して、「夜間診療」を開始し、「社会救済に心を注ぐ」とした。先述の「防貧」の考え方を、この時点で実践しようとしていたのであった。この夜間診療は東京の救世軍病院で実行されているのみで、京都、大阪では未だ着手していないという(『六大』第556号、大正3年5月24日)。

また、同年9月には明治期に完成していた第二病舎に加えて、第三病舎も完成し、ニーズの拡大に対応していく。

しかし、その一方、大正9年4月に院主であった矢野長藏が逝去している(享年53歳:『六大』第861号、大正9年5月2日)。済世病院が同8年に「財団法人」を目指そうとした折りに※、これまで厳しい財政面を支えた矢野の死は、大きな打撃であった。

※「財団法人」に関して、『六大』第793号、大正

8年1月1日の「年賀広告」で「本年は創立十周年を相迎へ候に付ては財団法人組織と為し永久的基礎の鞏固と発展を計り度」と記している。しかし、以後、財団法人化への動きは報じられていない。

さらに、同15年10月には院長の小林参三郎が逝去した。済世病院開設以来、その特色である精神治療を担い、多くの人士が同院の門を叩き、その名声を確かにしてきた。11月3日に告別式が東寺にて挙行され、会葬者は千名に達したという（『六大』第1192号、大正15年11月14日）。

設立以来、済世病院の物心両面で支えた矢野と小林を失ったことは、済世病院の前途に暗い影を落とすことが危惧された。残された清瀧は、小林亡き後の医師の確保と病院運営に全力を傾注していくことになる。これにより、昭和戦前期の済世病院が新たな展開を迎えることになる。その鍵となるところは、昭和3年（1928）の産院の設立、昭和7年施行の救護法下の公的支援がはじまることにある。これらについては、先述の『京都府行政文書』に散見される済世病院に関連する事項を所載した簿冊から、分析を進めていきたいと考えている。

まとめ

以上、大正期を中心に済世病院の動向を、皇室との関わりを中心に検討してみた。第1節で挙げたように、恩賜財団慶福会が表彰した社会事業の担い手であった人々は、多年にわたる当該事業への貢献があつてのことであつた。これに対し、済世病院は、設立間もない段階で皇室の支援がなされ、社会的影響を広げてきた。そこには、「済生勅語」に先行して開設され、施薬・救療の課題に应运ってきたことにあつた。その一方で、済世病院が目指した財団法人化への試みは、実現することなく、事業継続を図っていくことにもなった。

こうして施薬・救療の課題を担いつつ、十分な財政基盤を確立できない状態で、昭和期に入っていくことにもなったのであつた。このような問題点を内包していることを提示して、さらに済世病院の歴史を紐解いていきたい。

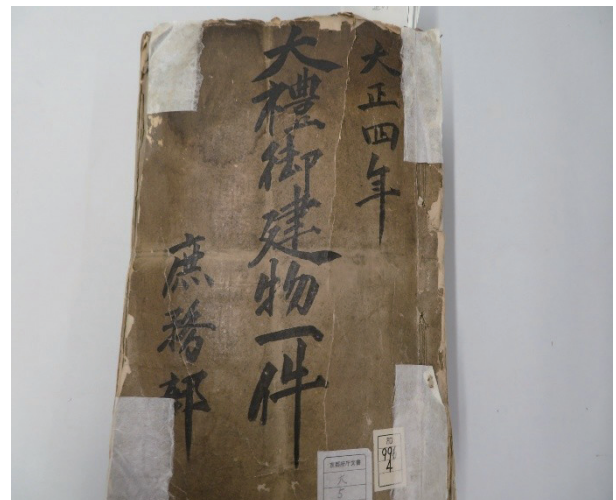
参考文献：文中に提示した文献は除く
原典仏教福祉編集委員会編『原典仏教福祉』、北辰堂、1995年。

中西直樹「小林参三郎と済世病院」、『仏教と医療・福祉の近代史』所収、法藏館、2004年。

八木高秀「済世病院院長小林参三郎の精神的治療」・『密教文化』第242号、2019年、後に『八木高秀論文集』東雲仏教医学研究所、2024年に所収。

付記

簿冊の写真を掲載するに当たっては、京都府立京都学・歴史館様よりご高配を賜りました。また、京都市学校歴史博物館様には資料の閲覧に関しご高配を賜り、大本山廣隆寺様から種々ご教示賜りました。ここに記して深謝申し上げます。



簿冊：大禮御建物一件
大正5年庶務課
(大05-0018-追01)
京都府立京都学・歴史館所蔵

大正期の篤志神職の活動とその人物像 —白山神社社司小林春一とその事績を めぐって—

藤本頼生（國學院大學神道文化学部教授）

はじめに

筆者は、これまで近代以降の社会事業・福祉と神社・神職との関わりについて、明治初期以降、慈善救済や更生保護、社会事業に一定の関与をなしてきた神社神道関連の人物とその事績に着目し、研究を行ってきた。その成果の一部は拙著『神道と社会事業の近代史』¹にも掲載したところであるが、同書の発刊以後も当該の人物の探索を継続しており、近年は筆者の造語ではあるが、いわゆる社会貢献活動や戦前期の社会事業活動を含む福祉活動に一定の熱心さや志を抱き、献身的に従事した神職を意味する「篤志神職」の存在を指摘してきた。とくに大正12年9月1日に発生したわが国最大級の大地震である関東大震災の折に震災復興に尽力した神職として、宮澤軍三郎と宮西惟助の存在について指摘し²、その人物像についても論じたところであるが、これら篤志神職の事績をたどることは、近代の社会事業と神社神道との関係性や、今後の神社・神職のあり方、神社の教化活動や宗教福祉思想研究の上でも大事な事項であると考えている。現在の福祉関連事業に関与する神職の数と同様に、近代における篤志神職の数は決して多くはないと推定される一方、宮澤や宮西以外にもまだまだ隠れた事績を持つ篤志神職が各地に点在していたのではないかと筆者は考えている。

今回、新田均皇學館大学教授を代表者として皇室と福祉研究会のメンバーにて採択された科学研究費基盤研究（C）「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究—大正デモクラシー期を中心に—」において、筆者は引き続き大正デモクラシー期以降の神道と福祉関連の研究、とくに大正期を中心として、近代における社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割を研究する上で、とくに社会事業および社会教化、社会教育に関わりが深いと考えられる神社・神職に関する情報

の収集と整理を担当することとなった。そこで、あらためて大正期に発刊された各府県神職会の会報の記事に注目して研究をすすめるなかで知見を得た、新潟県の縣社白山神社社司の小林春一³について述べてみたい。大正期に北陸を起点に発生した米騒動の後、新潟県内で社会事業に取り組んだ小林の事績をたどることによって、近代以降の社会事業と神社・神職との関わり的一端を明らかにできればと思う。

1. 白山神社の社会事業

新潟県神職会発行の『新潟県神職会報』第一輯（昭和4年9月）には、「白山神社の社会事業」（42～44頁）という記事がみられる。この記事では、縣社白山神社社司の小林春一（こばやししゅんいち）が積極的な神社維持経営を図るばかりの神職を批判しつつ、それでは神社が社会から忘れ去られてしまうと考えると主張しており、社会と交渉ある活動をし、神霊の示現に努めるためにも白山神社内に社会事業部を設けて以て社会と連鎖を図る一事業を行いたいと記されている。

同社のこの社会事業の開始については、平成16年に同社にて編纂した『新潟白山神社史』にも記されており、「神社の社会的事業」の項目が設けられ、大正13年当時に新潟市長から照会のあった「神職及神社ノ施為セル社会的事業」の回答について記載があるほか⁴、同社の社会事業部の活動については「貧民救助」として一行のみではあるが記載がある。

では、社司であった小林が、どのような社会事業を行おうとしたのか、その内容についてであるが、『新潟県神職会報』（第一輯）には、「白山神社の社会事業」と記された、以下のような当時の神社の宣伝文⁵が記載されている。

白山神社の社会事業について

混沌として世の中は複雑になり人心もまた漸く動揺せんとする秋に當りましては畏くも民力作興の御詔書は降されました。就きましては私共神社奉仕者も微力ながら此處に起つて聊かなりとも社会教育社会救済といった方面に力を盡し以て御詔書の精神の貫徹普及に努めたい決心を致しました。

申すまでもなく私共神社奉仕者は神人歸一の中取持ちの役を全ふすべき責を負はされて居る者で御座いますから、氏子及崇敬者各位の隣保相扶の情誼は神を通じて人に傳へるといふ方法で行かな

ければならないものと思ひます。

社会事業はこれを精神的経済的の二方面に分つことが出来ませう。

而して精神的方面の事業と致しましては我が大日本帝國の眞髓たる一大家族制度の美風を基として益々三代一人の國家觀念を涵養し國民性の美點を陶冶する上に兒童の學校教育とも相俟つて家庭教育にも専ら意をそゝぎよおく幼兒の時代より敬神崇祖の念を培ふために適當の時機を利用して時宜を得た催しや集會などを追々に致して行きたい計畫で居ります。

經濟的方面の事業と申しますれば贅言を要する迄もなく物質的に世にも不幸な人達を救済してその食を得せしめ以つて精神的にもその生に安んじしめる方法を講じて行くことでそれが具體的の實行方法は慣例になじまずよしと信じたるを斷行して行きたい希望で居ります。この世に等しく生を享けながら不遇落魄のために一生悲惨な生活をしなければならない人達が社會組織の欠陥から世を呪ひ人を怨んで再び起てない狀に陥つて行くをべんべんと冷視してゐるといふことは社會共存の上より考へても又人道上からしても慄然としないではゐられないゆゑしき問題であることを信じます。

以上の微衷より先づ手始めに小さき一ツのことを決行するに致しました。大方諸氏の温かき贊助を冀ふ次第で御座います。

前出の『新潟県神職会報』（第一輯）の「白山神社の社会事業」の記載によれば、白山神社では右のような趣意宣伝書を大正 13 年春以降、各種祭典の折に祭典とは別に氏子に配布し、社会事業のためにと献納してもらった米穀を売却することで、これを原資として、貧困者の生活扶助のための活動を行っていたとある。この「白山神社の社会事業」の文章を記した小林は、原資となる資金をもとに、主に経済的方面に困窮する人々への社会事業をまずは重視しており、貧困者の救済活動として昭和 5 年段階では少し出資したとも記されている。しかし、この出資にあたっては濫救、漏救の弊に陥らぬようにしたいと考えており、さらには、隣保相扶の実を挙げるため、方面委員、市社会課⁶、警察署等と連絡をとり救済活動を実施したと記している。こうした救済にあたっては、将来の計画として、資金が潤沢でないと駄目だが、経済的方面から開始してその後は精神的方面へのケアを行いたいとしている。また、「白山神社の社会事業」にて小林は、こ



新潟白山神社（戦前期・筆者所蔵絵葉書）

の事業のなかには、神社経営の託児所、小図書館、奨学資金の給付なども視野に入れているものの、全く資金のないところに加え、社会事業についての経験も浅く、只その片鱗を握ったばかりで、他に資金調達の名法、適切なる事業については先輩神職からの御指導を得たいと願っているとも述べている。

小林が神社を基点にして社会事業活動を円滑に行う上で、一番の課題となっていたのは、貧困者への救済をはじめとする社会事業の活動資金の捻出であった。ゆえに資金の調達方法として神社の祭典を利用し、御饌米の献納を氏子に勧めるのが最も容易な収入の道と考え、大正 13 年 4 月の春季祭より献納事業を開始している。氏子らに前出の「宣伝文」を配布して米献納の協力を依頼し、大正 13 年の春秋二祭で、220 円 67 銭（当時の公務員給与から換算すると、約 57 万 1314 円程度）を資金として得ている。米どころの新潟ならではのともいえる資金捻出の方途であるが、宣伝文をもとにした白山神社の氏子からの篤志献納米によって救済事業の資金を得た小林は社会事業への後ろ盾を得たとも感じたようであり「いささか強く感じた」とも述べている。

表 1 貧困者救済のための白山神社の支出額
（『新潟県神職会報』第一輯による）

大正 13 年度	180 円
大正 14 年度	40 円
大正 15 年度	105 円
昭和 2 年度	90 円
昭和 3 年度	110 円
昭和 4 年度までの積立金 229 円 69 銭 （当時の価値で約 50 ～ 20 万円程度か）	

2. 小林春一について

次に、この白山神社における社会事業を企図した人物である小林春一について、その人物像をみておきたい。小林春一は明治23年2月4日生まれ。昭和18年6月16日に53歳で逝去したが、逝去まで新潟市の縣社白山神社社司（新潟市）を務めた。春一は新潟県北蒲原郡加治村向中条（現在の新発田市）の出身で平田鉄胤の学統にあり国学者であった遠藤經教⁷（岩船神社祠官）を祖父に持ち、父は白山神社社司を務めた小林直久であった。春一は、青年期に東京へと遊学しており、芝の高輪中学を卒業後、大正3年8月に皇典講究所⁸より神職資格を授与されている。大正3年4月には父直久が逝去していたことから、資格取得後、同年9月には郷社白山神社社司に就任している。春一の妻は、新潟市議会議員で副議長（第16代）も務めた水澤三代吉の子女、静子。娘が四名いたほか、大正14年2月に生まれた息子の小林直一は、前年の父の逝去を受け、昭和19年の國學院大學卒業直後に白山神社社掌に着任、終戦後の昭和21年に同社宮司となり、昭和58年に没するまでの長きにわたり神明奉仕に務めた人物である。一方、小林家は明治維新後の神社制度の変革によって明治9年から39年まで一旦白山神社の神職を離れていた時期があり、春一の祖父の直繁は明治6年2月に神職を免ぜられ、その嫡子直温は神職には就かず、直繁の三男である父の直久の代、明治6年に祠掌となるも同9年に一旦累代奉仕の社を離れ、30年後にようやく社司へと復帰したという経緯がある。また、春一の子、直一は白山神社宮司として、県内の宮司らで結婚サービスセンターを設置しようと企図するなど結婚相談事業に尽力したことで知られており、孫は前白山神社宮司で元神道青年全国協議会会長、前新潟県神社庁長の小林直毅（令和2年没）である。

春一の人柄については、梅田直三（江湖）『新潟百名士』⁹（大正14年、新潟公友社）によれば、小林春一は、少壮有為の神職で頭脳明晰の風流家、現代に適した活動家であると記されている。梅田は白山神社が郷社から縣社へと昇格したのも、氏子総代の尽力はあるが小林の努力出精のなせる業であると説く。また、社会事業に対して有意義かつ実行的施設を企図しており、貧民児童の伊勢参宮を実行しようと試みたところだとも記している。その一方、池田甲弘の『越佐

紳士録』（昭和5年）には「新潟市、白山神社、社司小林春一氏、…稟賦強骨日本主義礼讃の同氏は誠や新潟市一の宮の社司に適はしい。近頃神官にも商売人氣質の多く続出する際、氏の如き硬直の氏を以て、能く国風を宣揚し風紀を是正することは豈に氏子連のみの幸福とのみ謂ん。」とあり、梅田の記載とは少し異なる論調での人柄を窺い知ることができる。

小林春一の履歴について補足すると、先に述べたように、大正3年8月26日に皇典講究所より三等司業（のちの一等司業）¹⁰を授けられており¹¹、同年9月17日に郷社白山神社社司に補されている（判任待遇）。その後、社司となった春一を中心とした神社昇格の運動によって、大正12年5月14日に郷社白山神社が縣社に列格。昭和13年5月17日に自身も奏任官待遇となっている。その後、昭和17年8月27日に縣社白山神社社司の奏任官待遇の依願退職を申請し、10月3日に神祇院（内務省）を通じて内閣から裁可されている。翌18年6月16日に逝去。同時に社司を辞任している。

『新潟白山神社誌』によると、小林は大正3年の社司就任後、大正5年には縣社への昇格を企図したが、まずは参道の荒廃を遺憾として工費5000円を氏子総代と相図り、奉賛金を取り纏めている。大正11年には神社所在地が公園地域とあまりに隣接していることから諸々不便な事情があり、関係当局に折衝し、公園地の1904坪を交付編入することで祭典執行上頗る便益となった。また、神社の基本金（基本財産）として設定されている2000円は僅少とし、氏子総代とともに資金集めに奔走して、大正12年には基本金を5000円に増額。その後、昭和13年には基本金13,000円¹²に達している。

また、大正10年には帝国在郷軍人会の新潟市美由岐分会監事に就任、大正15年5月に同会副分会長となり、昭和2年5月に分会長に就任。昭和6年2月11日には帝国在郷軍人会新潟連合分会長より、在郷軍人功労者として表彰されている。

神社の境内整備に関しては、大正13年に日本海側の第一の大都市である新潟市でも第一の神社である白山神社に舞楽殿がないことを遺憾として設置を企図して、工費22,000円を得て舞楽殿を完成したほか、手水舎の改築2000円、拝殿の御屋根の葺き替え、玉垣設置等に5,000円を集めるなど、境内整備に尽力している。こうした多額の資金を得たことにも象徴されるように春一の神社の経営手腕は相当なものがあり、同社は一年間の収支12,000円を算する神社へと維持経

営を發展させ、専任社掌4名を有する新潟県下随一の民社となるに至っている。さらには皇典講究所主催の祭式師範講習会、内務省主催第三回神職講習会を受講し、祭式教授の上でも指導的な立場となっている。また自身の白山神社では、同社社務所名で昭和4～11年までの社司社掌試験の問題を収録した『新潟縣社司社掌試験問題集』を発行し¹³、県内の神職養成や後継者の確保にも取り組んでいたことが知られる。

また、兼務社の諏訪神社についても本殿改築、拝殿社務所新築（工費3500円）をなして村社から郷社へ昇格させている。同社でも神徳発揚に関する施設、敬神思想の普及に務め、神社を中心に入学祭、入隊除隊奉告祭を執行。祈年新嘗祭のパンフレットを作成し、全氏子に配布、映画による講演会を開催するなどしている。春一は、昭和2年3月に新潟県神職会新潟支部長となり、昭和8年に再任。昭和10年4月には、新潟県神職会常務理事に着任。その後、新潟市神社総代会の創立以来、副会長となる。全国神職会および皇典講究所、全国社司社掌会評議員にも就任。新潟県神職会については、他の神職会と同様、会の代表となる総裁は知事、会長は県の高等官である学務部長であり¹⁴、県神職会の2名いる副会長が神職側のトップであったものの、実務上のトップが常務理事であったことから、春一が当時、新潟県下600人余を率いる神職の指導者的役割を務めていたことはこの点でも明らかである。

小林は、先に述べた貧民救済以外にも昭和2年に新潟川開協会の幹事に就任、同会の發展と全国でも有数の花火大会として知られた川開祭りの斎行に神社奉仕の傍ら尽力。さらには昭和5年には有志とともに神社隣接地の白山公園の美化、振興、發展を目的とする白山協会を組織し、同会興隆のためにも力を尽くしている。さらには昭和9年5月、新潟市防護団編成の際に第二分団警報班長に就任。団員の指導訓練にも専念している。また昭和13年6月に北支戦線での全国神職会主催の戦捷報賽武運長久祈願祭並びに支那事变戦没将兵招魂祭の祭典に14名の祭員の1人として奉仕しており、神職として諸種の社会活動にも参加している姿を散見することができる。

3. 大正期における神社・神職の社会事業活動の時代的背景

さて、小林春一が社会事業活動を企図し、神社にて実行に移した大正期（大正10年前後）の時代背景についても少し触れておきたい。いわゆる大正デモクラシーの時期ではあるが感化救済・慈善救済から社会事業の時代へと変貌を遂げる時代でもあり、歴史的な経緯を記した後掲の表2（次頁掲載）からみても、米騒動が富山で発生した後から数年が経ち、各地で貧困・労働問題が顕在化する時期でもあった。つまり貧民救済のためにも社会事業が必要とされていた時期でもある。ゆえに筆者もかつて明らかにしたように¹⁵、宗教者についても神職や僧侶、教派神道の教師ら宗教者の社会事業が各地で盛んとなり始める時期でもあり、ゆえに春一自身にどのような動機、きっかけがあったかの詳細は不明だが、何らかの考えをもって新潟において自身の神社で社会事業を起こそうと思った時期とも重なっていることは事実である。

この点について、さらに当時の神社界の時勢とも相俟って考えてみると、全国神職会の機関誌である『皇國』誌に「神職と社会事業」と題した論考がはじめて掲載されるのが、大正10年1月のことである。かつて筆者も著書で取り上げた国幣中社中山神社の宮司藤巻正之らが中心となった「美作社会協会」の発足が大正9年であり、『神社協会雑誌』12年12号に「神社、神職の社会的施設について（質疑応答）」が掲載されるのが、大正11年12月である。また、前述した宮澤軍三郎による関東大震災後の明治神宮外苑での復興救援事業は大正12～13年のことであり、当時勅任官待遇な神職としてその名を全国に知られていた高山昇が官幣大社稻荷神社（現在の伏見稻荷大社）の宮司に就任して神社での社会事業を開始したのが、大正13年のことである。

さらには、神社協会において当時東京市助役であった吉田茂（のち神社局長）の主唱にて各地の神職らとともに「神社の社会事業懇談会」を行い、『神社協会雑誌』23年2号に掲載されるのが大正13年5月のことである。同号から吉田茂の「神社と社会事業」が3回にわたり『神社協会雑誌』に掲載されている。また、「神社の社会事業懇談会」にて前出の藤巻正之が当時、神社の社会事業として掲げていた活動は、後述する新潟県刈羽郡の鶴川神社の社会教化事業とほぼ変わらないものであり、いわゆる当時社会事業と称されていた

表 2

西暦（元号）	社会の動き
1908（明治 41）年	9 月 内務省、第 1 回感化救済事業講習会開催 10 月中央慈善協会が設立
1909（明治 42）年	7 月 「慈善」（現「月刊福祉」）第 1 号発行 12 月救世軍、初の慈善鍋（街頭募金）
1911（明治 44）年	2 月 施薬救療ノ勅語 3 月 工場法 公布、大正 5（1916）年に施行
1914（大正 3）年	7 月 第 1 次世界大戦勃発
1917（大正 6）年	5 月 岡山県で済世顧問制度創設 7 月軍事救護法 公布、翌年 1 月施行 8 月国立感化院令公布・施行 10 月中央慈善協会『慈善』を『社会と救済』と改題
1918（大正 7）年	6 月 東京府慈善協会、第 1 回救済委員協議会開催（救済委員制度を設置） ／内務省に救済事業調査会設置（後に社会事業調査会と改称） 8 月米価暴騰、富山県で米騒動勃発 10 月林市蔵大阪府知事、方面委員制度設置 11 月第 1 次世界大戦終結
1919（大正 8）年	3 月救済事業調査会、「失業保護に関する施設要綱について」答申／結核予防法公布（11 月施行） 12 月救済事業調査会、「児童保護ニ関スル施策要綱」を答申
1920（大正 9）年	3 月「戦後恐慌」はじまる 5 月『日本社会事業名鑑』発行、日本初のメーデー開催 6 月全国社会事業大会（第 5 回全国大会）開催（東京）以後、名称が「全国社会事業大会」として定着 8 月内務省、社会局を設置
1921（大正 10）年	1 月救済事業調査会が社会事業調査会と改称 2 月社会事業調査会、部落改善施設要綱を答申 3 月中央慈善協会を社会事業協会に改称 4 月中央慈善協会『社会と救済』を『社会事業』と改題 10 月長崎県社会事業協会、わが国初の共同募金（社会事業デー）実施
1922（大正 11）年	3 月全国水平社結成 4 月日本農民組合の結成／健康保険法 公布、1926 年 7 月一部施行
1923（大正 12）年	9 月関東大震災／社会事業協会に臨時救護部を設置し、大震災の罹災団体等を救済
1924（大正 13）年	3 月社会事業協会、財団法人中央社会事業協会となる 5 月内務省、財団法人同潤会設立
1925（大正 14）年	2 月第 1 回社会事業講習会開催 5 月衆議院議員選挙法改正
1927（昭和 2）年	3 月片岡蔵相、衆議院で渡辺銀行の破綻を言明（金融恐慌の発端） 10 月第 1 回全国方面委員会議開催／『全国社会事業名鑑（昭和 2 年版）』発行
1928（昭和 3）年	7 月福井県「方面委員規程」公布（全道府県での方面委員設置達成）
1929（昭和 4）年	4 月救護法 公布（財政上の理由により施行時期未定） 10 月世界大恐慌のはじまり

ものからすれば、社会教化的なものに近いものである¹⁶。なお、官制の神社制度調査会にて神社の社会事業について議論されるのは、昭和8年11月のことであり、その点では、小林が白山神社でなした社会事業の実施は、その後の動きについて不明の点があるものの、当時の神社界の潮流や社会情勢とも相俟った活動であったと評価できよう。

おわりに

『新潟県神職会会報』（第一輯）には、この他、刈羽郡高田村（現在の柏崎市）の村社鶴川神社の社会教化事業について記載があり¹⁷、勧学祭の斎行や敬神児童会の斎行、養老会の斎行、入宮祭と除隊祭の実施、私立図書館として大正4年に同社に島崎文庫を設置（大正天皇即位記念事業の一つ）したことが記されており、大正12年に正式に県知事へ私立図書館設置の開設申請を行い、同年4月一日に奉告祭を行い開館したという記事がみられる。新潟県内に今回紹介した白山神社以外にも神社での社会事業活動があったことを窺い知ることができる記事である。

今回、新潟市の縣社白山神社の社司であった小林春一の事績を通じ、大正期から昭和初期にかけての神社の社会事業の一端を窺ってみたが、明治中期以降、大正期までの神職の篤志的社会事業は、神道社会事業史の研究の上では、まさに手薄な部分でもあり、今後も一人でも多くの神職の活動を拾い出していきたいと考えている。小林が「経済的方面」から「精神的方面」へと述べていた具体的な活動や、当時の時代背景を含めた小林自身の思想をいかに探るかが課題の一つでもあり、興味深い点でもあろう。

なお、昭和5年以降の白山神社の社会事業については、現段階では資料の博搜上の限界もあって不明であるが、その後の白山神社の社会事業活動の動きを窺い知ることとはできない¹⁸。断定はできないものの、関東大震災からの復興事業の後、世界大恐慌もあって国内では昭和恐慌となり経済的にも困難な事情も生じたことからみても神社として社会事業を行う資金を集めにくい社会状況にあったと考えられる。

今回取り上げた小林春一および白山神社の活動は、新潟県内における近代の神社・神職のなした篤志的社会事業のまさに先駆ともいべきものである。今回紹介した活動と直接つながるものではないが、戦後、新潟県内の神職の活動の一つとしては、昭和42年に現新潟市秋葉区（旧新津市）において、重症心身障害児

のための保育施設である秋葉学園の建設を地元の神職が会長となり、資金集めの中心となって、「秋葉学園建設協議会」¹⁹を結成し、市民の善意を得て設立まで実現した動き（堀出神社の轡田勝彌宮司：故人）がみられる。その点でも戦前、戦後を問わず新潟県内の神職の社会活動には興味深い点がみられる。

今後も出来得る限り、資料の博搜を続け、現地調査や関係者へのインタビューなどを通じ、当該事例の内容、詳細、小林春一自身の履歴や人柄等についてさらに深めてみたいと考えている。

※本稿は、令和5年度の第1回皇室と福祉研究会（令和5年9月11日）での筆者発表「大正末から昭和初期の神社・神職と社会事業—『新潟県神職会報』を手掛かりに—」をもとに論文化したものである。宮城洋一郎先生、山路克文先生、櫻井治男先生、新田均先生をはじめ、発表時に種々ご教示を戴いた先生方に謹んで感謝申し上げます。

注

¹ 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂、平成21年。本書では大正中期以降、社会事業と神社神道との間にて活躍する人物として、神社局長でのちに社会局長官や厚生大臣となる吉田茂や、別格官幣社湊川神社宮司や皇典講究所理事を務めた藤巻正之の存在を指摘している。

² 藤本頼生「近代における震災復興と神社・神職の様相」『藝林』69-2、令和2年10月、130～152頁。

³ なお、今回、小林春一の事績および白山神社については、春一の曾孫にあたる白山神社の小林慶直宮司（前神道青年全国協議会会長）から教示を頂戴した。ここに記して謹んで御礼を申し上げたい。また、秋葉山本宮秋葉神社の河村忠伸氏にも教示を頂戴した。併せて御礼申し上げたい。

⁴ 村島滋編著『新潟白山神社史』新潟白山神社、平成16年、335～344頁。

⁵ 小林春一「白山神社の社会事業」『新潟県神職会報』第一輯、昭和4年9月、新潟県神職会43～44頁。

⁶ 現在、白山神社に隣接、対面して新潟市役所（平成元年から）が所在しているが、かつては昭和7年～57年まで新潟県庁があり、昭和7年以前も市役所が西堀通一番町、県庁が東中通にあって比較的、市役所・県庁が神社の至近の地にあった。このような地勢的

なこともあって、神社と関係機関との連携は比較的しやすかったと思われる。

- ⁷ 遠藤經教は『越佐人名辞書』によれば、国学者で歌人。北蒲原郡加治村向中条の人。遠藤彦太工門の長男として天保 11 年 8 月 28 日を以て生る。幼名栄八、陽崖堂と号し、歌号を藤迺舎と云ふ。明治 3 年東京に出で平田鉄胤に就いて皇典を研究した。後郷に帰っては三日市藩の儒者松川痴堂に師事した。5 年 11 月県社石船神社の祠官となる。14 年 7 月神官教院教部官となり、岩船、北蒲原の二郡を巡村し、神ながらの道を説いた。又直日会をつくつて神道講話を行ひ、傍ら歌会を主宰して敷島の道を奨励すること十余年に及んだ。常に敬神と尊皇の志に篤く、至孝能く父母に仕へ、真に君子の風格があり、東久世通禧伯、三室戸和光子、千家尊福男、本居豊穎、井上頼圀、物集高見の諸博士等の名士と友好が深かった。大正元年 9 月神宮神部署主事補に任じ新潟支署詰となった。著書に万葉集公録三十巻がある。大正 6 年 6 月 12 日 78 歳を以て没した。(桜塘創刊号、直日之友など)
- ⁸ 梅田江湖の『新潟百名士』によれば小林は國學院大學にて学んだと記しているが、國學院大學院友会の『院友名簿』(平成五年)にはその名はない。奏任官待遇奏請の際の申請書には大正 3 年に学階一等司業を授与されたとあるものの、改正前であり、実際には三等司業であった。『國學院雑誌』の「皇典講究所國學院大學記事」には皇典講究所本所にての申請であったことが明らかなが、大正 3 年 5 月の神職養成部教習科卒業式(大正 2 年度卒業生)の名簿には小林の名はないため、教習科等での修学ではない授与と推測される。

- ⁹ 梅田直三(江湖)「小林春一」『新潟百名士』157～158 頁。

- ¹⁰ 皇典講究所の神職資格である学階が、大正 10 年 1 月の学階規則改正にて学正、一等司業、二等司業の三等級に改正されたことによる。一等司業は官国幣社の禰宜に就任できた。

- ¹¹ 「皇典講究所國學院大學記事」『國學院雑誌』第 20 卷 9 号、大正 3 年 9 月、98～99 頁。

- ¹² 当時の公務員の初任給を元に換算すれば、約三千万円程度だと推定される。

- ¹³ 当該問題集については謄写版印刷のものであり、筆者架蔵。

- ¹⁴ 前出『新潟県神職会報』第一輯、1～3 頁。

- ¹⁵ 前出藤本『神社と社会事業の近代史』381～405 頁

- ¹⁶ 前出藤本『神社と社会事業の近代史』404～405 頁。

- ¹⁷ 「村社鶴川神社の教化活動」『新潟県神職会報』第一輯、44～46 頁。

- ¹⁸ 春一の曾孫にあたる白山神社の小林慶直宮司からは、小林家の身内からの話を含めての話として、祖父の直久が付近の幼稚園事業にも長年関与し、幼児教育に尽力していたと伺っている。この話からみても白山神社、小林春一としては、当初行っていた貧民救済事業から、その後、精神的な方面にて行いたいとしていた、神社経営の託児所、小図書館、奨学資金の給付などの児童福祉的な事項へと関心が移行していたのではないかと推測されるが、現段階では詳細は不明である。

- ¹⁹ 「全市民の善意を集めて保育施設を建設 重症心身障害児の為に轡田宮司が中心で」『神社新報』987 号、昭和 42 年 2 月 4 日付、3 面。なお、轡田は大正 15 年生まれ。昭和 22 年から平成 21 年まで神職を務め、平成 25 年に逝去。昭和 49 年から 9 期にわたり、新潟県神社庁長を務めたほか、神社本庁常務理事などの要職を歴任。あわせて昭和 49 年から平成 11 年までの 6 期にわたり新潟県議会議員を務め、県議会議長も務めた政治家神職。その他、地元の社会福祉法人「にいつ福祉会」の理事長なども務めた。

憲政資料室所蔵「関屋貞三郎文書」 から読み取るもの

田浦雅徳（皇學館大学名誉教授）

筆者は令和6年12月23日、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「関屋貞三郎文書」の中から以下の「皇室と社会事業」関係史料を閲覧の上、全てを複写した。タイトルおよび簡単な内容は下記の通りである。なお現在、翻刻および内容の分析中である。

同文書第71冊

文書番号 927「陛下ノ御日常」（昭和8年4月18日、手書きメモ・新聞切り抜きなど、11枚）。

同 928「陛下ノ御近状」（昭和13年7月、外交協会で講演のための手書きメモおよび新聞切り抜き、14枚）。

同 929「教育二関スル恩遇」（昭和18年6月、手書きメモ、「宮内省佐野君」と付記、13枚）。

同 930「皇后陛下の御日常」（昭和17年3月6日放送原稿、「皇室ノ御仁慈」と題するメモあり、12枚）。

同 931「皇后陛下の御坤徳」（昭和10年6月、手書きで「佐野君」と付記、タイプ印刷10枚）。

同 932「皇后陛下ノ御日常」（昭和19年4月28日、結核予防会「皇后陛下ノ御日常ヲ拝し奉りて」と題する手書きメモ、「結核予防会御下賜記念日」〈総務課佐野君〉と付記された手書きメモ、計19枚）。

同 933「皇后陛下の御誕辰に際して」（昭和20年3月6日放送、手書き16枚）。

同 934「東宮御慶事準備意見」（手書き7枚）。

同 935「皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業」（昭和9年4月5日、交詢社講演会筆記タイプ版、「大宮御所御歌會御兼題詠歌写（癩患者を慰めて）」昭和7年11月10日、附録「児玉大將を憶ふ」〈昭和8年6月3日、徳山中学校〉、その他含め35枚）。

同 936「皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業」（昭和8年7月刊「行啓記念講演」〈山口県〉緒言のみ、昭和9年4月5日、交詢社講演録活字版、講演準備のための手書きメモ等含め23枚）。

同文書第73冊

文書番号 957「講演速記録」（昭和17年9月13日、樺太・豊原中学校での講演速記録、手書き104枚）。

内容は天皇・皇后両陛下の御日常や御近状を紹介することで両陛下の御聖徳や御仁慈を紹介するもの、また皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業等について、宮内次官として陛下に近侍した者でなければならない知り得ない極めて貴重な史料群である。当時すでに歴史家あるいは宗教学者や内務官僚による史料に基く皇室の社会事業に関する史的研究はかなり進んでいたが（拙稿「戦前期における『皇室と社会事業』に関する史的研究（修史事業）について」本NL第18号、12～15頁を参照）、実際に宮内省内部から見たその具体的事実は、それらの史的研究を裏付けし更なる具体例を示すが如き極めて貴重な実証史料となっている。

関屋貞三郎自身は昭和8年に宮内次官を辞しているが、この史料はそれ以降のものも多い。関屋退官後の関屋へ情報提供をした者は、手書きで付記された「佐野君」すなわち宮内省総務課職員の佐野恵作である。佐野恵作『昭和天皇の横顔』（文春学藝ライブラリー、令和2年）の「解説 佐野恵作という人物」で梶田明宏氏は、「講演原稿の作成には佐野が深く関わっていたとみて間違いないだろう」と指摘している。

昭和18年には、佐野恵作は「皇室と社会事業」（『済生』昭和18年7月号、恩賜財団済生會）と題して、特に陛下の御仁慈について書いている。佐野は「陛下には常住座臥、四六時中、日本臣民の幸福と更に世界人類の福祉とを御念じ遊ばして居られるのであります。」と述べ、歴代の天皇と国民は「父子の情」で結ばれているとし、次のように言う。

「この情が即ち社会事業の本源をなすものでありまして、我が国の社会事業は実に茲に淵源を発するものであります。外国の社会事業のやうに君主や大統領が人心收攬のために慈善を施すのとは全く其の趣を異にするのでありまして、我が皇室の人民をあはれみ給ふ大御心は、止むに止まれぬ陛下の至情から発露するのでありまして、親が子のために注ぐ愛と何等異らないのであります。」

在職中、皇室の「御仁慈」こそ日本における社会事業の源と考えていた佐野恵作は、昭和24年宮内庁退職後は、関屋同様に、自ら社会事業の世界で尽力することになるのである（日本社会事業会理事、全国社会福祉協議会施設部長、同総務部長兼民生委員部長などを歴任）。関屋貞三郎と佐野恵作の研究は今後の重要な課題となるであろう。

「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」〈中間報告〉

小平美香

(学習院大学非常勤講師 天祖神社宮司)

思いもかけず神社の宮司という立場で昨年11月から教育委員会委員として、区の教育行政に関わるようになった。研究に充てる時間がとれなくなっている一方で、教育現場に関わる現代の社会福祉事業との接点をもつようにもなった。例えば、現在の民生・児童委員制度。民生委員制度が創設された100周年にあたる2017年には、制度の百年の歴史を振り返った特集が機関紙にみられる。

「大正5年、地方長官会議において、大正天皇から「県下の貧しい人びとの生活状況はどうか」とのご下問を受け、その状況を調査したところ、県民の一角が極貧ともいえる状況にあることがわかりました。」（「民生委員の制度の百年を振り返る」機関紙『民生委員・児童委員のひろば』全国民生委員児童委員連合会、平成29年、P2）

機関紙『民生委員・児童委員のひろば』には、民生委員制度の原点として、大正6年の岡山県知事・笠井信一による済世顧問制度や方面委員制度創設についての歴史が記されている。現代の社会福祉制度の歴史をたどると、原点に皇室との関わりがみられる。

教育・福祉に関する地方行政や地域の複雑な組織や仕組みを理解するのに目下苦労しているが、これまで過去から現在に向かって思想史を考えてきた方向を変え、今の現場から歴史を遡っていく視点で研究ができること、そして現在やこれからの社会福祉事業のありかたを検討する際に、原点となる歴史や思想研究がいかに重要かを実感している。

これまで『昭憲皇太后実録』をもとに明治時代の皇后の慈善活動や、皇后を模範とする女性たちの慈善活動の広がりについて考えてきたが、明治期の皇后と慈善の関係が、次の大正期の皇室や皇后にどのように継承され発展したのか、史料から検証していきたい。思想史の観点からいえば、貞明皇后の福祉活動や社会事業に、箕克彦の思想による影響が見出せるのかどうかも気になるところである。

また大正期の神社・神職と社会事業の観点から、引き続き史料として女子道社の機関誌『女子道』を読み解いていきたい。前回の研究会ではせっかく新田先生、櫻井先生にお声がけいただきながら、発表をお受けすることができず、オンラインでの途中参加であったが、大正期の史料を読んでいく上で、大変貴重な勉強の機会になった。

今後の研究の方向性にとどまるものだが、これをもって中間報告とし、引き続き上記の課題を検討していきたい。

令和5年度 第1回研究会

◆日 時 令和5年9月11日（月）9:30より

◆場 所 皇學館大学9号館大会議室

◆出席者

伊垣友絵／板井正斉／岡本和真／小平美香／金田伊代／櫻井治男／高野裕基／武田智彦／新田均／橋本雅之／藤本頼生／冬月律／宮城洋一郎／山路克文

※オンライン参加：小平／伊垣（神社新報社）／武田（中外日報）

◆研究発表（対面・Zoom 併用 9:30～12:40）

【発表Ⅰ】金田伊代「福祉と社会福祉—神社界の医療福祉関連事業—」

【発表Ⅱ】藤本頼生「大正末から昭和初期の神社・神職と社会事業—『新潟県神職会報』を手掛かりに—」

【発表Ⅲ】宮城洋一郎「大正期の社会事業家と皇室—『半生を社会事業に捧げたる人々』の分析をとおして—」

◆資料紹介（対面 14:30～16:00）

櫻井治男

「竹岡勝也著「明治初年に於ける神職の社会事業」—『神社協会雑誌』（大正一一年一二月十五号発行）掲載論文について—」

◆研究計画検討会（対面 16:00～17:00）

『館友』をはじめとした皇學館大学発行の雑誌に掲載されている社会福祉事業関係の資料を複写していく作業を確認。

図書館において金田、岡本が『館友』の所蔵状況を確認。

資料調査

日 時 令和5年9月12日（火）9:00～12:00

場 所 皇學館大学附属図書館

調査者 金田伊代 岡本和真

内 容 大正期の『館友』の複写作業

令和5年度 第2回研究会

◆日 時 令和6年2月21日（水）9:30より

◆場 所 皇學館大学9号館大会議室

◆出席者

岡本和真／小平美香／金田伊代／櫻井治男／高野裕基／新田均／藤本頼生／宮城洋一郎／村上政俊／山路克文

※オンライン参加：小平／藤本／村上

◆研究発表（対面・オンライン併用 9:30～12:10）

【発表Ⅰ】新田 均

「大正デモクラシーにおける皇室と福祉」

【発表Ⅱ】宮城洋一郎「恩賜財団慶福会編『半生を社会事業に捧げたる人々』の考察（2）」

◆話題提供&情報交換（対面 13:30～16:00）

- ・山路克文「『医療福祉』概念の考察」
- ・小平美香「女性皇族の福祉活動、子弟教育」
- ・藤本頼生「話題提供&情報交換」（大正期社会事業関係神道人のDB作成現況、奥村和子『若楠学園 楠母神社 李王妃正子』（かもがわ出版）の紹介）
- ・岡本和真「『館友』調査報告」
- ・金田伊代「施設内特別設置〔特設〕神社の治療的役割」
- ・櫻井治男「開拓地と神社～地域における神職の社会活動との関りから～」

資料調査

日 時 令和6年2月22日（木）9:00～12:00

場 所 皇學館大学附属図書館

調査者 金田伊代

内 容 大正期の『館友』の複写作業

令和6年度第1回研究会

◆日時 令和6年9月17日(火) 9:30より

◆場所 皇學館大学9号館大会議室

◆出席者

板井正斉／岡本和真／尾崎剛志／金田伊代／櫻井治男／田浦雅徳／高野裕基／新田均／藤本頼生／宮城洋一郎

※オンライン参加希望者なし。

◆研究発表(対面 9:30～16:15)

【発表Ⅰ】新田 均「永田秀次郎の天皇観と社会事業」

【発表Ⅱ】藤本頼生「皇室と福祉―昭憲皇太后を原点として考える」

【発表Ⅲ】高野裕基「大正期における渡邊幾治郎の皇室論」

【発表Ⅳ】田浦雅徳「関屋貞三郎における「皇室と社会事業」」

【発表Ⅴ】櫻井治男「能登半島地震における地域と神社」

【発表Ⅵ】尾崎剛志「大正・昭和初期の静岡県社会福祉事業と皇室とのかかわり」

資料調査

日時 令和6年9月18日(水) 9:00～12:00

場所 皇學館大学附属図書館

調査者 岡本和真 金田伊代

内容 皇室と福祉に関する資料調査

令和6年度第2回研究会

◆日時 令和7年3月6日(木) 10:00より

◆場所 皇學館大学9号館大会議室

◆出席者

板井正斉／岡本和真／小平美香／櫻井治男／田浦雅徳／高野裕基／新田均／藤本頼生／宮城洋一郎

※オンライン参加：小平

◆研究発表(対面・オンライン併用 10:00～16:00)

【発表Ⅰ】宮城洋一郎「大正～昭和戦前期の済世病院と皇室

―京都府立京都学・歴彩館所蔵の行政文書から―」

【発表Ⅱ】新田 均「大正デモクラシー期にはじまる君主制への根本的問いとその回答について―永田秀次郎を起点として―」

【発表Ⅲ】藤本頼生「民力涵養運動と神社・神職」

【発表Ⅳ】櫻井治男「福祉の歴史を廻る旅報告～遊行寺・極楽寺・寒川神社～」

【発表Ⅴ】田浦雅徳「憲政資料室所蔵「関屋貞三郎文書」から読み取るもの」

『仏教・歴史・社会福祉の研究と教育実践：長谷川匡俊先生頌寿記念論文集』

金田伊代（京都大学大学院 人間・環境学研究科 京都大学人文学連携研究者）

図書紹介

長谷川匡俊先生頌寿記念論文集刊行委員会編

『仏教・歴史・社会福祉の研究と教育実践：長谷川匡俊先生頌寿記念論文集』学文社、令和7年刊

本書は、仏教社会福祉研究の第一人者である、大乗淑徳学園理事長ならびに、淑徳大学名誉教授、浄土宗大巖寺住職の長谷川匡俊先生（以下、敬称を略す）の頌寿を記念して出版されたものである。頌寿（しょうじゅ）とは、長寿を祝うことであり、人の功績や人柄を褒め称えることであるが、本書の略歴によると長谷川は1943（昭和18）年2月28日生まれと書かれていることから、本書が刊行された2025（令和7）年2月に満82歳を迎えたことになる。

本書は、長谷川の最新稿を筆頭に、長谷川から指導を受けた教え子を中心にして、長谷川が所長を務めている長谷川仏教文化研究所の研究員、淑徳大学の大学院や学部を卒業した教員ら18名の執筆者の寄稿から成る。

本書のタイトルは、「はじめに」に書かれており、長谷川の研究が、仏教史から始まり、社会事業史や仏教社会福祉へと広げられ、大学では社会福祉専門職の養成教育にも力を注いできたことによる。内容は4部構成になっており、各執筆者の興味・関心のあるテーマで書かれた論文が、長谷川の研究領域にあわせて並べられている。

第1部は長谷川の研究とその歩みを、第2部は長谷川が長く研究してきた仏教史や仏教社会福祉領域を、第3部は社会事業史の研究を、第4部では、それ以外の社会福祉領域と教育実践についての論文が掲載されている。翻って言うならば、長谷川から薫陶を受けた教え子たちのこれら多彩な学びの成果を見れば、長谷川の研究が多岐にわたっていることが分かる。

長谷川の研究業績一覧によると、単著だけで22冊、共著や編著が28冊、学術論文や分担執筆等は約150編に及ぶ。この膨大な業績について、第1部第2章で「長谷川匡俊先生の研究に学ぶ：日本仏教福祉史研究における課題設定を中心に」というタイトルで執筆しているのが、種智院大学特任教授で本研究会の研究分担者でもある宮城洋一郎先生（以下、敬称を略す）である。

宮城は特に、長谷川の日本仏教福祉史研究から学ぶところを次の3点に集約している。

1. 近世仏教史研究をとおして得られた知見を、近代の浄土宗の社会事業へと導いたこと。
2. こうした検証作業を経て、日本仏教福祉史研究の4つの課題を提示して、今後の研究の指針を明らかにしたこと。
3. 近代以前の福祉思想に照射を試みて、近代思想からの批判的捉え方だけではなく、時代状況に立脚して分析する手法を明示したこと。そして、その両者を摺り合わせながら、議論していく必要性を提起したこと。

宮城は、長谷川が提示した日本仏教福祉史研究の課題の要点として布教と福祉との関係を挙げ、長谷川の徹底した史料発掘を通じた従来の定説批判による地域史の視点を経て、仏教福祉実践が教団社会事業という枠組みへと発展していく道筋が明らかになったという。

また、この教団社会事業には、仏教の教説としての共通性という仏教の通規と、所属教団の教義としての独自性という宗派の別規という二面性があり、長谷川が前近代と近現代という異なる時代を橋渡しする視点を導入することで問題点を集約していると宮城は評価している。つまり、前近代社会の枠組みに位置する福祉・慈善と、近・現代社会の概念である社会事業、社会福祉を理解することにより、仏教教団が教団社会事業へと特化していく経緯を読み解くことができるのではないかと提起している。

さらに、宮城は、福祉思想に内在している普遍性と平等性について長谷川の研究事例を挙げ、長谷川は前近代の平等への理解を、近代の平等観からではない方法で問う方法を提示したことにより、前近代と近代を橋渡しする方法を示したと説明している。

このように、長谷川はその時代状況に立脚して分析する手法を用いつつ、前近代から近現代という異なる時代を俯瞰する視点により、日本仏教福祉史を広く展望する新たな視座を見出してきたことが分かる。このような長谷川の重要な研究成果は、神道の分野でも生かされるべきではないかと考える。

■報告者1

新田 均（皇學館大学院文学研究科特別教授）

私は令和5年度の第2回研究会（令和6年2月21日）において、「大正デモクラシーにおける皇室と福祉」と題して、令和6年度の第1回研究会（令和6年9月17日）において、「永田秀次郎の天皇観と社会事業」と題して、令和6年度第2回研究会（令和7年3月6日）において、「大正デモクラシー期にはじまる君主制への根本的問いとその回答について—永田秀次郎を起点として—」と題して、それぞれ研究報告をおこなった。

令和6年2月の報告では、遠藤興一『天皇制慈恵主義の成立』と河西秀哉『近代天皇制から象徴天皇制へ』とを取り上げて、本研究会の趣旨から見ての要点を紹介した。

遠藤の著作からは、社会事業研究の世界では、皇室と福祉との関わりは「遮断」しなければならないものとされていることが読み取れた。しかし、その判断の根拠は明らかにされていない。また、大正デモクラシー期の皇室の社会事業との関わりについては、「社会変動への危機意識」があったとされながら、その特徴についての記述はなかった。また、「慈恵」は天皇制維持の手段と見なされているのみで、本来の目的ではないかとの観点からの検討はなされていなかった。

河西の関心は、なぜ敗戦後も天皇に権威が存在し、一定程度の影響力をもっているのかにあり、その答えは、第一次世界大戦中からの世界的な君主制危機状況の中で天皇制の再構築が図られ、大正デモクラシーの状況に対応して、民衆と天皇との結びつきが盛んに取り上げられ、新しい皇室像がアピールされて、天皇制は危機を乗り越えた。この経験が戦後の象徴天皇制への移行を可能にした、というものだった。

そこで、今後の問いとしては、天皇制のデモクラシーの状況への対応において社会事業はどのように位置づけられたのか、そもそも天皇制において「慈恵」は単なる手段なのか、それとも本来の目的なのか、が考えられる。その際、大正期の個々の論者の「主観」に着目して確認を行っていく必要がある。まずは、河西が取り上げている永田秀次郎から始めるのが良さそ

うだ。また、「手段」という観点から一番遠そうな人物である西光万吉の天皇論を検討してみてもよさそう。また、ユヴァル・ノア・ハラリが語っている「神話」観の検討や、福祉における「心」の作用についても関心を向ける必要がある。以上が、令和6年9月17日の発表の要旨である。

令和6年9月の発表では、明治から昭和にかけて活躍した日本の官僚、政治家で、東京市長、廣田内閣の拓務大臣、阿部内閣の鉄道大臣を歴任した永田秀次郎が大正10年1月に刊行してベストセラーとなった『平易なる皇室論』の内容を発表した。この本で特に注目すべきは、「第五章 皇室と国民生活」で、社会・経済・文化という側面から、皇室の効用を国民に示そうとしている点である。そこで、彼は①政治上、人心安定の緩和力となっている、②国民の感情を掌握して社会の融和協調を保つ、③国家存在の「表象」、④文化生活上、教育・文学・美術・技芸等の保護奨励と言った四点をあげているが、②に慈善事業・感化事業・救済事業の奨励を含めていることが確認できた。

令和7年3月の発表では、大正デモクラシー状況における永田の皇室の意義づけを確認した上で、戦後の神社界の理論的指導者で、敗戦後という状況の中で天皇の存在意義を説いた葦津珍彦との比較を行い、更に今日の状況において注目すべきユヴァル・ノア・ハラリの「神話」観を紹介した。

今後においては、あらためて、大正デモクラシー期の天皇論の特徴と社会事業との関連を探究していくつもりである。

■報告者2

藤本頼生（國學院大學教授）

（著書）

『現代「神道」講座』佼成出版社、全259頁、令和6年2月

（監修・編集協力）

『根津神社 重要文化財・奉納刀剣・宝物集』有栖川出版、p.71、令和6年12月

(論文)

「根津神社小考」『根津神社 重要文化財・奉納刀剣・宝物集』、有栖川出版、p.56～69、令和6年12月、
「『国家ノ宗祀』の解釈と変遷について」『神社本庁総合研究所紀要』28号、神社本庁総合研究所、p.1～28、令和5（2023）年6月

「『THE SHINTO BULLETIN Culture of Japan』Vol.1 Uzuhiko Ashizu「The Shinto and Nationalism in Japan」Yoneo Okada「The Faith in the Ise Shrine」について」『神道文化』35号、一般財団法人神道文化会、p.96～127、令和5（2023）年6月、

(書評・新刊紹介)

「(新刊紹介) 黒岩昭彦著『鶴戸さん歴史探訪』」『神社新報』3699号、神社新報社、6面、令和6年9月30日

「(書評) 樋口雄彦著『明治の旧幕臣とその信仰』」『宗教研究』98巻第1輯(通号409号)、日本宗教学会、p.127～132、令和6年6月、

(その他)

「終戦八十年にあたり思ふこと」三重縣護國神社編『英霊不朽』、p.41～44、令和7年2月

「戦後八十年と「護國」の神々」『大洗さま』56号、大洗磯前神社社務所、p.4～5、令和7年1月、

「神社と社・モリの語義について」『平和のための宗教』Vol.17、公益財団法人世界宗教者平和会議日本委員会、p.182～205、令和6年12月、

「やむごと無き大儀 神宮式年遷宮序盤の祭儀から」『共同社報(東京都神社庁管内神社使用)』令和7年新年号、東京都神社庁および共同社報利用の管内神社、p.2～3、令和6年12月

「神道における他界観—本居宣長を鍵として—」『佼成』75巻7号、佼成出版社、p.28～29、令和6年7月

「(共同討議・コメント)「再考、神職とは何か～近世・近代における神職の諸相と組織から考へる～(第40回神社本庁教学研究大会)」『神社本庁総合研究所紀要』29号、神社本庁総合研究所、p.271～363、令和6年6月

(共著)

「(座談会) 社会教育・教化と神道文化—教導職と明治初期の神道と宗教」『神道文化』36号、一般財団法人神道文化会、p.12～53、令和6年6月

「御杣山と遷宮諸祭にみる「神」と「木」と「人」との関わり」『大洗さま』55号、大洗磯前神社社務所、p.2～3、令和6年6月

「吉田茂との時代—「目白の吉田」と呼ばれた革新官僚の戦後から—」『平和のための宗教』Vol.16、公益財団法人世界宗教者平和会議日本委員会、p.120～136、令和6年3月

「被災地の祭礼の復興にむけて」『WCRP』No.533(2024年3月号)、公益財団法人世界宗教者平和会議日本委員会、p.2、令和6年3月20日

「(講義記録) 神社とみどり—鎮守の森と緑化運動について—」國學院大學研究開発推進センター研究紀要』18号、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター、p.229～259 令和6年3月

「関東大震災—〇〇年と神社」『大洗さま』54号、大洗磯前神社社務所、p.4～5、令和6年1月

「関東大震災—〇〇年と東京の神社」『お宮と総代(東京都神社総代会報)』51号、東京都神社総代会、p.6～8、令和5年10月

(共著)

「(座談会) 近現代の神葬・墓制と神道文化」『神道文化』35号、一般財団法人神道文化会、p.6～47、令和5年6月、

「関東大震災100年—震災復興と神社・神職—」『月刊若木』887号、神社本庁、p.2(238)～3(239)、令和5年6月

(講演・発表)

「教化活動と「福祉」を考える—神道と福祉の関係性にみる神社および神職の社会活動—」

令和6年度全国教化会議、神社本庁、令和6年11月28日

「現代社会の変化とSNSメディアの活用について」令和6年度一都七県神社庁教化担当者会議、一都七県神社庁(当番県 東京都神社庁)、令和6年10月2日

「パネル発表「近代日本の教化政策と仏教」(コメント)」日本宗教学会第83回(2024年度)学術大会、日本宗教学会、令和6年9月14日

「(共同討議・コメント)「現代の神社神道と神職団体—その出発点を考へる—」」第41回神社本庁教学研究大会、神社本庁総合研究所、令和6年8月26日

「最近の政教問題報告」政教関係を正す会令和6年度第1回研究会、政教関係を正す会、令和6年8月22日

「最近の政教関係報告」政教関係を正す会令和5年度第1回研究会、政教関係を正す会、令和5年8月17日

■報告者 3

小平 美香

(学習院大学非常勤講師 天祖神社宮司)

(コラム)

小平 美香「近代神社の「巫女」をめぐる」伊藤 聡・斎藤英喜編『神道の近代：アクチュアリティを問う ― 近代の国家と天皇祭祀・神社』アジア遊学、勉誠社、P 69-73、2023 年

「社号改称 150 年「神明」から「天祖」へ―史料調査から」

ときわ台 天祖神社 天祖神社社号改称 150 年記念誌『天祖神社 150 年―「国づくり」から「まちづくり」へ―』天祖神社、p14-17、2024 年 3 月 31 日

(講義・講演)

・第 47 回東京都神社庁研修所 初任神職研修会講師「敬神生活の綱領」

令和 5 年 7 月 14 日 於) 明治神宮

・櫻井治男先生 神社管理運営論特講Ⅱ「神社をデザインする」

「神職の地域活動と神道教化―まちづくりと神社」皇学館大学 オンライン講義

令和 5 年 7 月 25 日「神職の地域活動と神道教化―まちづくりと神社」

・板橋区産業経済部 くらしと観光課

「いたばし観光ボランティア勉強会 天祖神社について」令和 5 年 11 月 24 日 於) 天祖神社

令和 6 年度 業績〈2024〉

(座談会 報告掲載誌)

小平 美香、小林 威朗、大谷 栄一、岡市 仁志、藤本 頼生、「座談会 社会教育・教化と神道文化：教導職と明治初期の神道と宗教」

『神道文化』『神道文化』編集委員会編、2024. 36. 巻頭 2p、12-53

岡田 正彦、小平 美香、林田 康順、弓山 達也、「座談会 宗教者としての幸せとリテラシーを育む子弟教育 - 特集 試される宗教リテラシー」『現代宗教 = Contemporary religion』国際宗教研究所編、p123-167、2024

〈学会発表〉

・小平美香「神職をめざす学生へのアクティブラーニング型授業実践の経験から」

「宗教と社会」学会第 32 回学術大会開催校企画テーマセッション〈開催校企画〉「宗教と社会」のフィールドとしての大学 2024 年 6 月 16 日、國學院大學 渋谷キャンパス

・小平美香「近代の祭祀における〈古代〉―女性の祭祀と教化―」

「民衆史研究会」2024 年度大会・シンポジウム

「再帰する〈古代〉―歴史の中の古代観―」

2024. 12.12 早稲田大学戸山キャンパス

・Odaira Mika “Issues and Prospects for Contemporary Shrines and Female Shinto Priesthoods” Religious Space in Contemporary Buddhism and Shinto

3) Gendered Religious Spaces

February 16, 2025 Tübingen FACULTY OF HUMANITIES Institute of Asian and Oriental Studies Department of Japanese Studie

(講義・講演)

・北多摩神道青年会むらさき会

令和 6 年度定時総会記念講演

「神社と女性―ご奉仕に向けて」

2024 年 6 月 7 月 8 日 於) 大國魂神社

・第 48 回 東京都神社庁研修所

初任神職研修会講師 「敬神生活の綱領」

2024 年 7 月 19 日 於) 明治神宮

・櫻井治男先生 神社管理運営論特講Ⅱ

「神社をデザインする」

「神社のデザイン化と神職活動」

皇学館大学オンライン講義

2024 年 7 月 25 日 4・5 限

・第 151 回神職養成神職講習会 特別講義 (講話)

2024 年 8 月 28 日 於) 國學院大學

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会ニュースレター
発行／皇學館大学 現代日本社会学部 新田均研究室
所在地／三重県伊勢市
■皇學館大学ホームページ 研究開発推進センター サイトにて公開
URL： [http:// kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php](http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php)

13 号より ISSN（ISSN 日本センター）の申請を行い、オンライン不定期刊行物としてナンバーを表示しております。

ISSN 2436-5343